

(270206)

# 三股町

## 高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画

(素案・骨子)



平成 27 年 3 月

三 股 町 福 祉 課







# 目 次

## 第1部 総論

第1章 計画の概要	3
Ⅰ 計画の背景と趣旨	3
Ⅱ 計画の性格及び位置づけ	4
Ⅲ 第6期計画のポイント	5
1. 2025年のサービス水準等の推計	5
2. 在宅サービス・施設サービスの方向性の提示	5
3. 生活支援サービスの整備	5
4. 医療・介護連携・認知症施策の推進	6
5. 住まい	6
Ⅳ 2025年を見据えた重点的な取組	6
Ⅴ 計画の期間	7
Ⅵ 計画策定の経緯と評価	7
1. 日常生活圏域の設定	7
2. 計画策定に向けたアンケート調査の実施	8
3. 計画の評価と進行管理	8
4. 検討会、策定委員会の実施	8
第2章 三股町の概況	9
Ⅰ 三股町の沿革	9
Ⅱ 統計からみた現状と課題	10
1. 総人口・世帯の状況	10
2. 要介護者の状況	14
Ⅲ 日常生活圏域二一ズ調査からみた現状と課題	18
1. 二一ズ調査の概要	18
2. 回答者の概要	18
3. 調査結果	20
第3章 施策の展開と方向性	34
Ⅰ 計画の基本理念	34
Ⅱ 計画の基本目標	35
Ⅲ 重点施策	36
1. 在宅医療・介護連携の推進	36
2. 認知症施策の推進	36

3. 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進 .....	37
4. 高齢者の居住安定に係る施策との連携 .....	37
5. 介護サービス及び地域支援事業の円滑な提供.....	37
6. 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公開 .....	38
7. 介護給付等に要する費用の適正化.....	38
IV 計画の体系 .....	39

## 第2部 各論

第1章 高齢者福祉計画 .....	43
I 生涯現役で暮らせるまちづくりの推進 .....	43
1. 高齢者の健康づくりの推進 .....	43
2. 切れ間ない医療と介護のサービス提供体制づくり .....	43
3. 生活支援サービスの充実 .....	44
II 高齢者福祉事業 .....	45
1. 在宅サービス .....	45
2. 施設サービス .....	47
3. 高齢者の社会参加の促進 .....	48
4. ボランティア活動の促進 .....	49
第2章 地域支援事業 .....	50
I 元気で暮らせる介護予防の充実.....	50
I 地域包括ケアシステムの構築に向けて .....	50
2. 地域支援事業の概要.....	51
II 介護予防・日常生活支援総合事業.....	52
1. 介護予防・生活支援サービス .....	53
2. 一般介護予防事業.....	54
III 包括的支援事業 .....	56
1. 地域包括支援センターの運営 .....	56
2. 地域ケア会議の充実 .....	59
3. 在宅医療・介護連携の推進.....	59
4. 認知症施策の推進 .....	60
5. 生活支援サービスの体制整備（新規事業） .....	61
IV 任意事業.....	62
1. 家族介護支援事業.....	62
2. 介護給付費用適正化事業 .....	63
3. その他の事業 .....	64

第3章 介護保険事業計画.....	65
I 適正な介護保険サービスの提供 .....	65
1. 情報提供の充実及び介護サービス職員の資質向上 .....	65
2. 要介護認定の適切な運営.....	65
3. 健全な保険財政の運営 .....	66
II 介護サービス等の状況と見込み量 .....	67
1. 居宅介護サービス・介護予防サービス.....	67
2. 地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス.....	73
3. 施設サービス.....	75
4. 居宅介護支援・介護予防支援 .....	76
第4章 将来人口推計と介護保険事業費の見込み.....	77
I 将来人口推計.....	77
1. 総人口と高齢化率の推移と推計 .....	77
2. 要介護（要支援）認定者の推移と推計.....	78
II 介護保険給付費等の推計.....	79
1. 介護予防サービス総給付費の推計 .....	79
2. 介護サービスの総給付費の推計 .....	80
3. 総給付費等の推計 .....	81
III 介護保険料の推計 .....	82
1. 介護保険料のしくみ .....	82
2. 算定の方法 .....	82
3. 介護保険料推計 .....	83
4. 所得段階別対象者 .....	84
IV 第1号被保険者の介護保険料.....	85
1. 第1号被保険者の段階別介護保険料 .....	85
V 2025年（平成37年度）のサービス水準等の推計 .....	86
1. 総人口と高齢化率の推計.....	86
2. 要介護（要支援）者の推計.....	87
3. 平成32年度・平成37年度の総給付費の推計.....	88
4. 平成32年度・平成37年度の介護保険料推計.....	90
5. 平成32年度・平成37年度の第1号被保険者の介護保険料.....	91





# 第1部

## 総論



## 第1章 計画の概要

### I 計画の背景と趣旨

介護保険制度が施行された2000年（平成12年）当時、約900万人だった75歳以上高齢者（後期高齢者）は、現在約1,400万人となっており、さらに、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年（平成37年）には2,000万人を突破することが見込まれており、特に都市部を中心に後期高齢者数が急増するとともに、単身独居や夫婦のみの高齢者世帯、認知症である高齢者が増加することも見込まれています。

こうしたなか、制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくためには、十分な介護サービスの確保のみに留まらず、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を各地域の実情に応じて構築していく必要があります。

このため、2011年（平成23年）には、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の創設等の制度の見直しが行われ、2014年（平成26年）には、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づく措置として、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「総合確保推進法」という。）が制定されました。

この医療法その他の関係法律の改正は、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療制度改革と一体的に推進することを基本として、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、地域支援事業の充実、低所得者の第一号被保険者の介護保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護3以上の高齢者に限定すること、及び所得・資産のある人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険制度の改革が行われたところです。

本計画は、国の制度改革を踏まえ、2025年度（平成37年度）における目標を示した上で、第6期2015年から2017年（平成27年度から平成29年度まで）の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定のための基本的事項を定めるとともに、地域の実情に応じた介護給付対象サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の計画が計画的に図られるようにすることを目的とします。

## II 計画の性格及び位置づけ

老人福祉計画は、「老人福祉法第20条の8第1項」、介護保険事業計画は、「介護保険法第117条第1項」により規定され、それぞれはお互い整合性をもって作成することとされており、高齢者に関する施策全般の計画として、介護保険事業計画を包含するもので、介護サービス基盤の整備に関する当該見込み量の確保のための方策等、基本的な政策目標を設定し、その実現に向かって取り組むべき施策全般の内容を盛り込むものです。

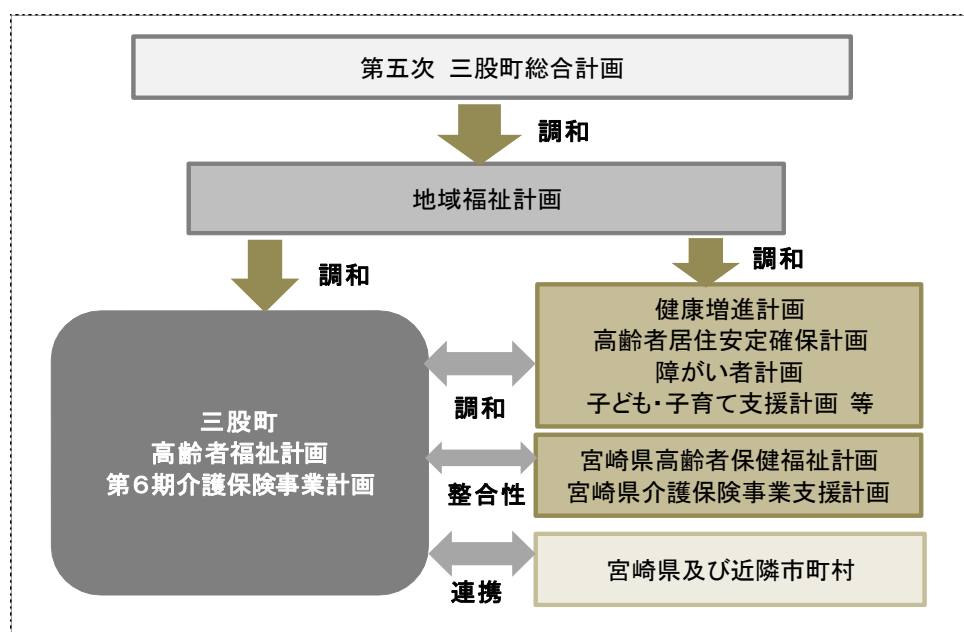
### ○老人福祉法第20条の8第1項

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

### ○介護保険法第117条第1項

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

このようなことから、本町では、高齢者全体の医療・福祉の施策全般を一体的に策定するものとして、上位計画である「第五次三股町総合計画」や福祉分野等の関連計画との調和をとるとともに、「宮崎県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」等とも整合性を図りながら、「三股町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」（以下、第6期計画とし、前期計画も同様の表記とする）を策定します。



### Ⅲ 第6期計画のポイント

国では、第9期計画に向けた「地域包括ケアシステム」の構築にあたり、下記に示した5つのポイントが、切れ目なく提供される体制整備が求められています。

#### 1. 2025年のサービス水準等の推計

各保険者は計画期間中の給付費を推計して保険料を算定するだけでなく、いわゆる団塊の世代が後期高齢者となる2025年のサービス水準、給付費や保険料水準なども推計し、市町村介護保険事業計画に記載する。

推計に当たっては、各保険者におけるサービスの充実の方向性、生活支援サービスの整備等により2025（平成37）年度の保険料水準等がどう変化するかを検証しながら行う。

#### 2. 在宅サービス・施設サービスの方向性の提示

「地域包括ケア計画」として、在宅サービス、施設サービスをそれぞれの地域で今後どのような方向性で充実させていくか、地域の特徴を踏まえて中長期的な視点をもって各保険者として方向性を提示する。その際、75歳以上高齢者、認知症の高齢者など医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス及び小規模多機能型居宅介護などを普及させる。

#### 3. 生活支援サービスの整備

日常生活上の支援が必要な高齢者が地域で安心して在宅生活を継続できるよう、ボランティア、NPO、協同組合等の多様な主体による多様な生活支援サービスを充実強化するための取組を記載する。

平成29年4月までに新しい総合事業を開始し、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を第6期中に事業へ移行することを踏まえ、生活支援コーディネーターの配置などにより、地域づくりを積極的・計画的に進める。

#### 4. 医療・介護連携・認知症施策の推進

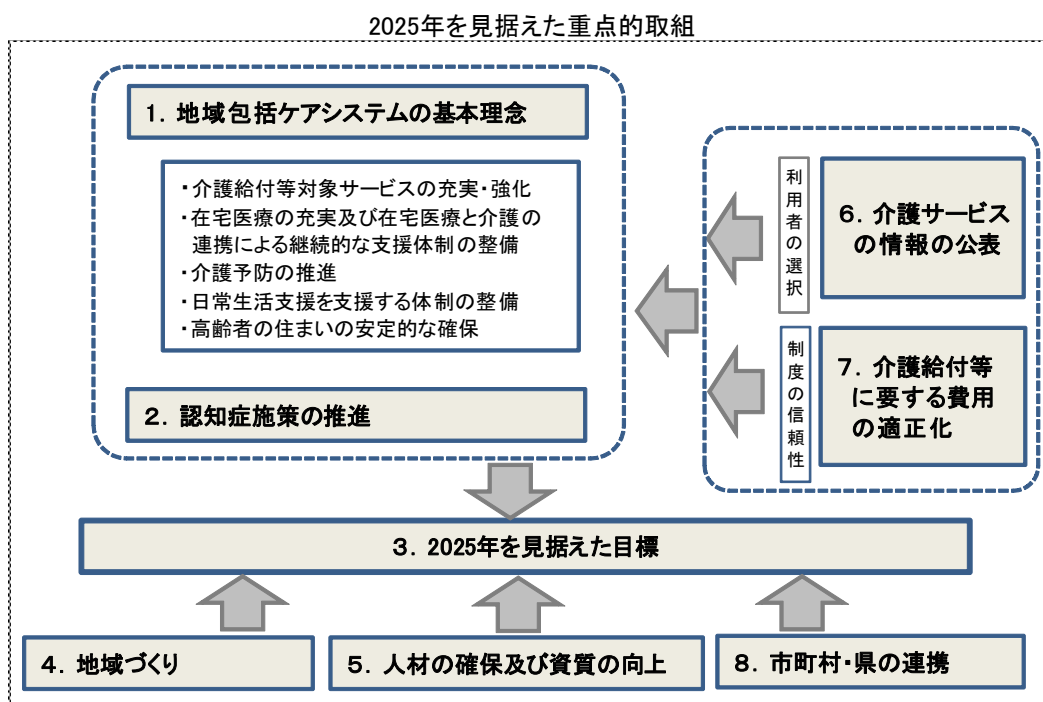
新たに地域支援事業に位置付けられる医療・介護連携の機能、認知症への早期対応などについて必要な体制の整備など各市町村の第6期計画における取組方針と施策を示す。第6期計画期間中に取組可能な市町村から順次具体的に実施する。

#### 5. 住まい

高齢者の日常生活の支援や保健・医療・介護などサービス提供の前提となる住まいに関して、今後どのような方向性で充実させていくか、保険者として方向性を提示する。その際、市町村及び都道府県の住宅関係の計画担当部局、介護保険部局との連携を図る。

### IV 2025年を見据えた重点的な取組

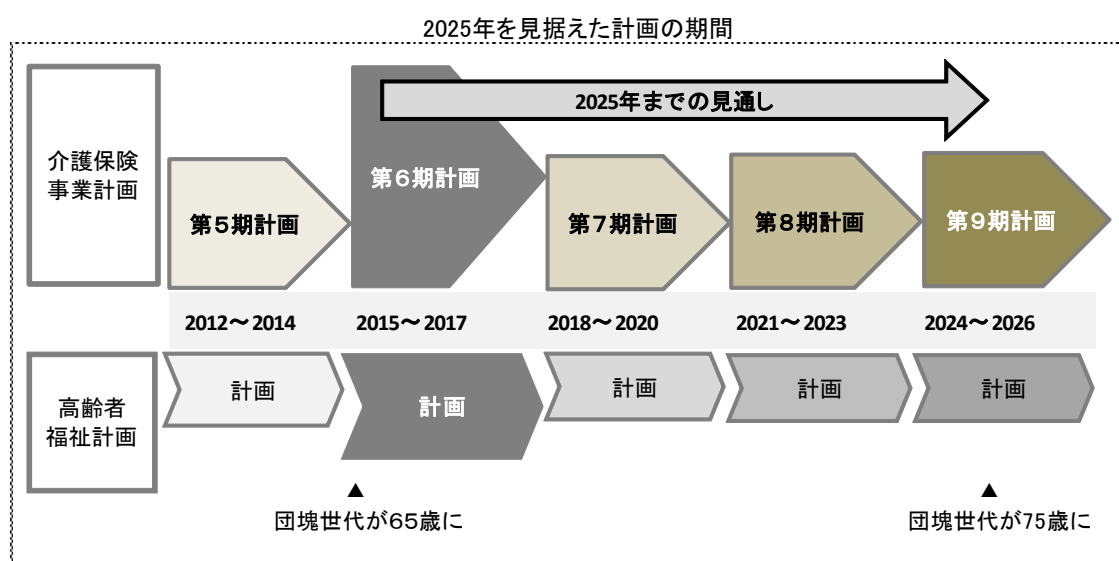
第6期計画以降は、2025年に向けて、第5期計画で開始した地域包括ケアシステム実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療介護連携等の取組を本格化していくものです。



## V 計画の期間

本計画の期間は、2015年から2017年（平成27年度から平成29年度）の3か年になります。

第6期計画は、2025年（平成37年度）までの中・長期的なサービス・給付・保険料等を視野に入れた位置づけとなり、高齢者福祉計画も介護保険事業計画との一体性を保つ必要から、平成29年度を目標と考えて、前期計画を継承しながら見直しを図ります。なお、各計画の見直しは実施年度の前年に行います。



## VI 計画策定の経緯と評価

### 1. 日常生活圏域の設定

本町においては、地域密着型サービス等のバランスのとれた整備を図る目的で、人口規模等を勘案し、第5期計画同様、第6期計画においても、町全体を一つの圏域として設定します。

三股町全域（1圏域）

## 2. 計画策定に向けたアンケート調査の実施

第6期計画の策定にあたり、第5期計画期間における本町の高齢者を取り巻く現状や介護保険サービスの提供状況、利用者の満足度、利用意向などを把握するために、一般高齢者（第1号被保険者）、要支援・要介護認定者（在宅者）を対象に無作為抽出により、国の示した日常生活圏域ニーズ調査として、アンケート調査を実施しました。その結果を分析整理し、第6期計画の施策展開・方向性に反映しました。

## 3. 計画の評価と進行管理

第6期計画の策定にあたり、第5期計画各施策の数値目標に対する実績値を把握し、評価シート等による評価結果を第6期計画の各施策に反映しました。また、この計画（Plan）の初期の達成を得るためには、計画に基づく取組（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図り、このPDCAサイクルによる適切な進捗状況の把握・点検を行い、その後の施策改善につなげます。

## 4. 検討会、策定委員会の実施

本計画は、高齢者福祉事業及び介護保険事業の運営主管課である福祉課のほか、関連する各課及び県等との連携を図りました。

また、高齢者保健福祉事業及び介護保険事業は幅広い関係者の参画により、本町の特性に応じた事業展開が期待されるため、地域医師会の代表者、保健及び福祉関係団体の代表者、被保険者及び町民の代表者、関係行政機関の職員等で構成する「三股町介護保険事業計画策定委員会」を設置し、審議を経て「三股町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定します。





## 第2章 三股町の概況

### I 三股町の沿革

#### 《町のおいたち》

三股町にはいろいろ発掘される土器から、新石器時代より各所に人が住んでいたことがうかがわれます。また、その名の起源は「古くから川三条、股になりて流れたりという」古い文献にあって、その名「三股」をとどめているといわれます。

徳川時代は薩摩藩に属し、明治初年五戸長を一丸として、戸長役場と改称しました。当時の地頭三島通庸公は荒涼たる原野に土木をおこし、産業を奨励し教育の振興をはかって村造りをなし、ここ三股の基礎が築かれたのです。

明治22年、町村制実施により三股村となり、昭和23年5月3日に町制を施行して名実ともに三股町として発足しました。以来自治の発展に努め、文化農村建設へと邁進し、更に今や数多くの企業誘致により町民の所得向上をはかりながら住みよい・豊かな田園工業都市をめざして躍進しています。

#### 《町章》

町の木「イチヨウ」を図案化したもので、外形は丸く円満で輪、すなわち和やかさを表し無限を意味しています。



## Ⅱ 統計からみた現状と課題

### 1. 総人口・世帯の状況

#### (1) 年齢階層別人口と高齢化率の推移

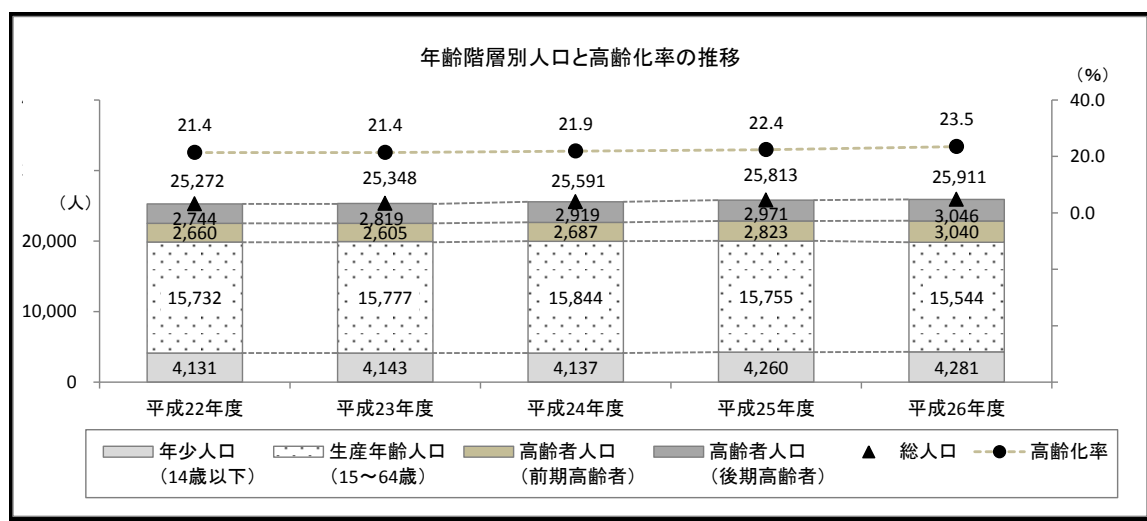
平成22年度から26年度までの総人口は増加傾向にあります。14歳以下の年少人口は微増と15～64歳の生産年齢人口の微減がみられ、65歳以上の高齢者人口は増加傾向であり、高齢化率も21.4%から23.5%と、本町も高齢化の状況が続いています。

年齢階層別人口と高齢化率の推移

単位：人・%

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
総人口 ①	25,272	25,348	25,591	25,813	25,911
年少人口(14歳以下) ②	4,131	4,143	4,137	4,260	4,281
構成比 ②/①	16.3	16.3	16.2	16.5	16.5
生産年齢人口(15～64歳) ③	15,732	15,777	15,844	15,755	15,554
構成比 ③/①	62.3	62.2	61.9	61.0	60.0
高齢者人口(65歳以上) ④	5,404	5,424	5,606	5,794	6,086
構成比(高齢化率) ④/①	21.4	21.4	21.9	22.4	23.5
前期高齢者(65～74歳) ⑤	2,660	2,605	2,687	2,823	3,040
高齢者人口に対する構成比 ⑤/④	49.2	48.0	47.9	48.7	50.0
後期高齢者(75歳以上) ⑥	2,744	2,819	2,919	2,971	3,046
高齢者人口に対する構成比 ⑥/④	50.8	52.0	52.1	51.3	50.0

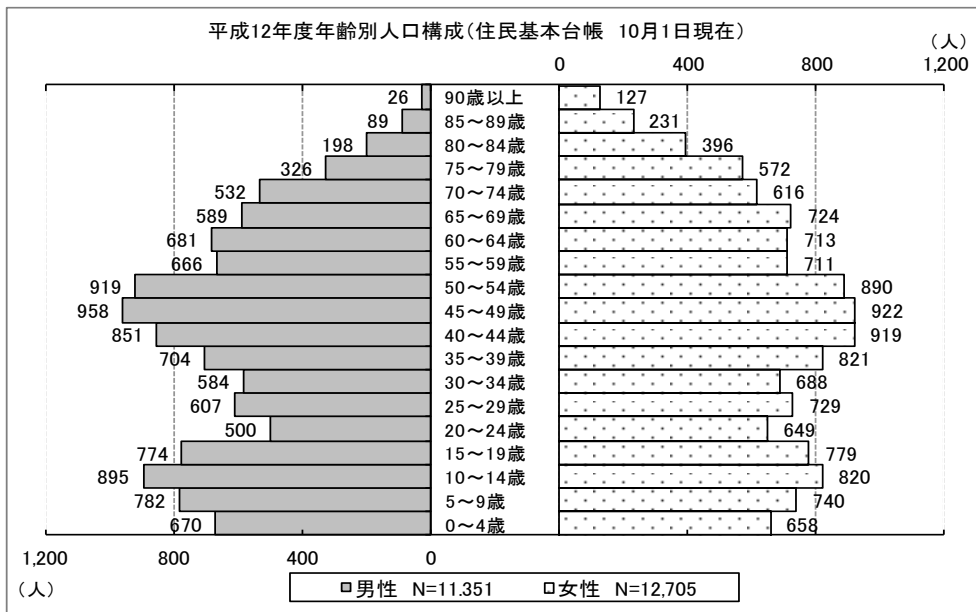
\*住民基本台帳・各年10月1日(年齢不詳：平成22年度5人、平成23～25年度各4人)



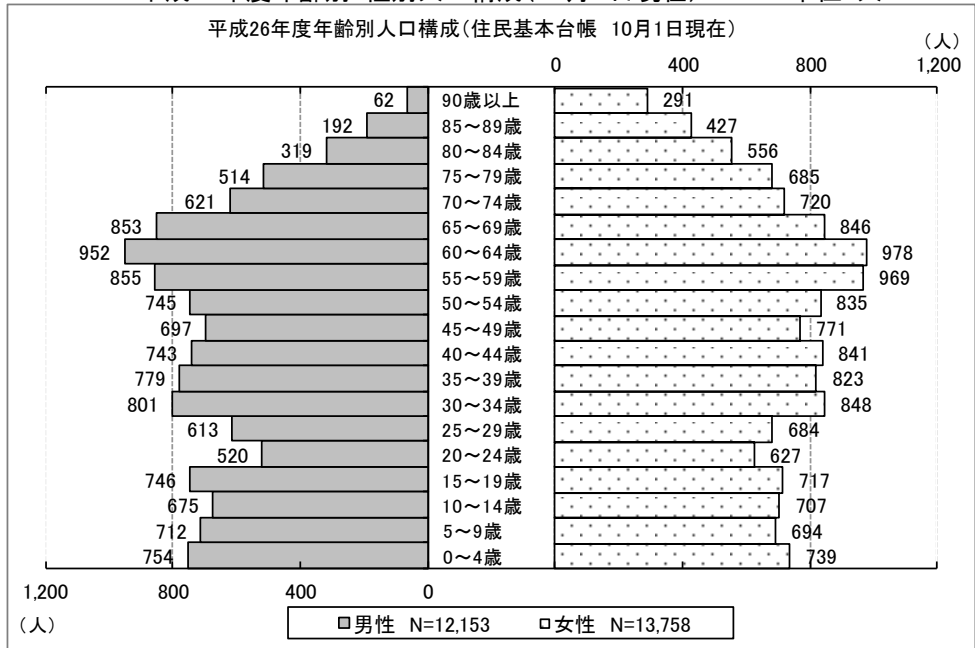
(2) 人口構成の比較

介護保険制度のスタートした平成12年度の人口構成と平成26年度を比較すると、平成12年度は10～19歳の若い年代と40～50歳代及び60～74歳代の高齢者が多くみられ、3層に分かれています。平成26年度になると、総人口は増加傾向にあり、0歳から40歳代までの人口に比べ、50歳代以降が多く、平成27年度以降高齢者の増加がさらに加速するとみられます。平成12年度に比べ平成26年度の人口構成は、逆三角形の高齢化社会の傾向になっています。

平成12年度年齢別・性別人口構成(10月1日現在) 単位:人



平成26年度年齢別・性別人口構成(10月1日現在) 単位:人



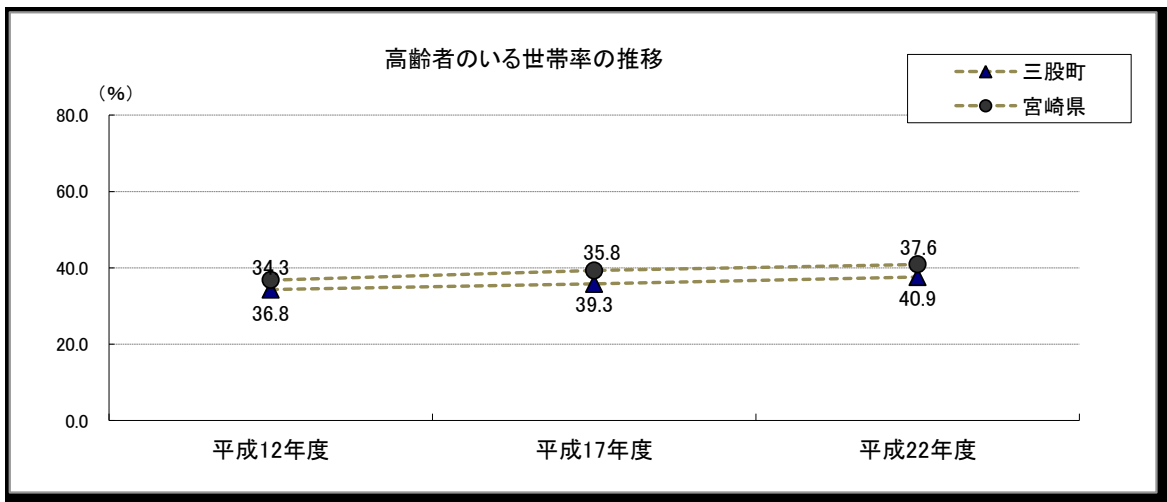
(3) 高齢者世帯の推移

平成12年度～平成22年度の国勢調査の結果より、総世帯数、高齢者のいる世帯ともに、本町、宮崎県ともに増加傾向にあります。本町の高齢者のいる世帯の割合は、宮崎県より低くなっています。

高齢者世帯の推移（宮崎県全体との比較） 単位：世帯・%

		平成12年度	平成17年度	平成22年度
三股町	総世帯数	8,565	9,041	9,563
	高齢者のいる世帯	2,934	3,241	3,596
		34.3	35.8	37.6
宮崎県	総世帯数	439,012	451,208	460,505
	高齢者のいる世帯	161,554	177,239	188,268
		36.8	39.3	40.9

\*国政調査 各年10月1日



(4) 高齢者世帯の家族構成の状況

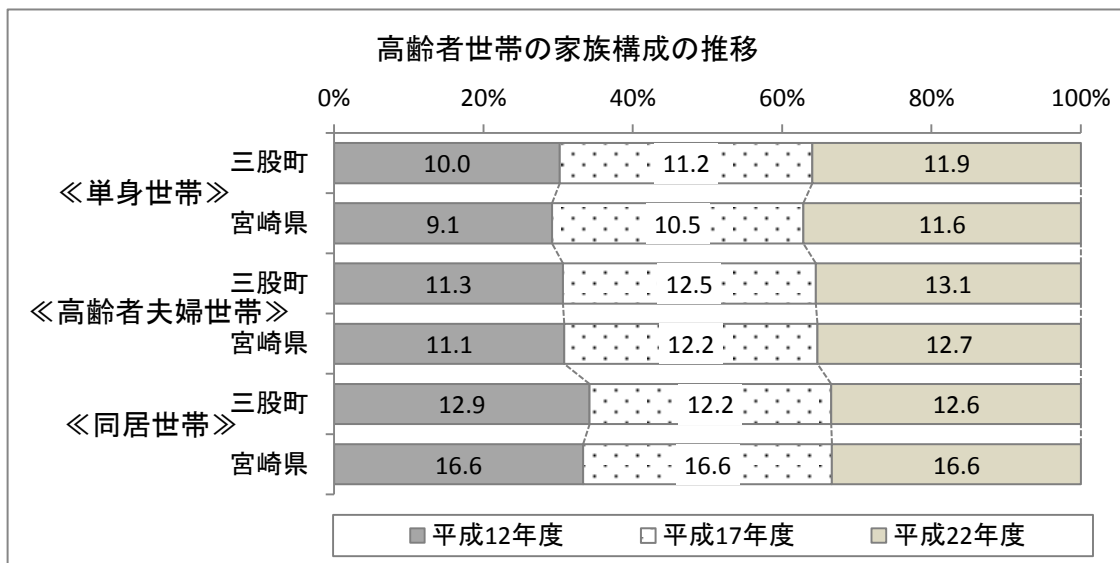
平成12年度～平成22年度の国勢調査の結果より、本町、宮崎県ともに、単身世帯、高齢者夫婦世帯とも増加しています。本町の単身世帯の割合は、平成12年度10.0%から平成22年度は11.9%となっています。また、高齢者夫婦世帯も同様に11.3%から13.1%と増加しています。今後も単身世帯、高齢者夫婦世帯は増加傾向にあり、核家族化が進んでいくことが予想されます。

高齢者世帯の家族構成の推移

単位：世帯・%

		平成12年度	平成17年度	平成22年度
三股町	単身世帯数	855	1,010	1,139
		10.0	11.2	11.9
	高齢者夫婦世帯数	971	1,132	1,255
		11.3	12.5	13.1
同居世帯数	1,108	1,104	1,202	
	12.9	12.2	12.6	
宮崎県	単身世帯数	39,835	47,402	53,460
		9.1	10.5	11.6
	高齢者夫婦世帯数	48,684	54,785	58,358
		11.1	12.2	12.7
同居世帯数	73,035	75,052	76,450	
	16.6	16.6	16.6	

\* 国政調査 各年10月1日



## 2. 要介護者の状況

### (1) 要介護者の推移

第1号被保険者（65歳以上高齢者）の要介護者数の推移では、高齢者の増加とともに、要介護認定者も増加しています。

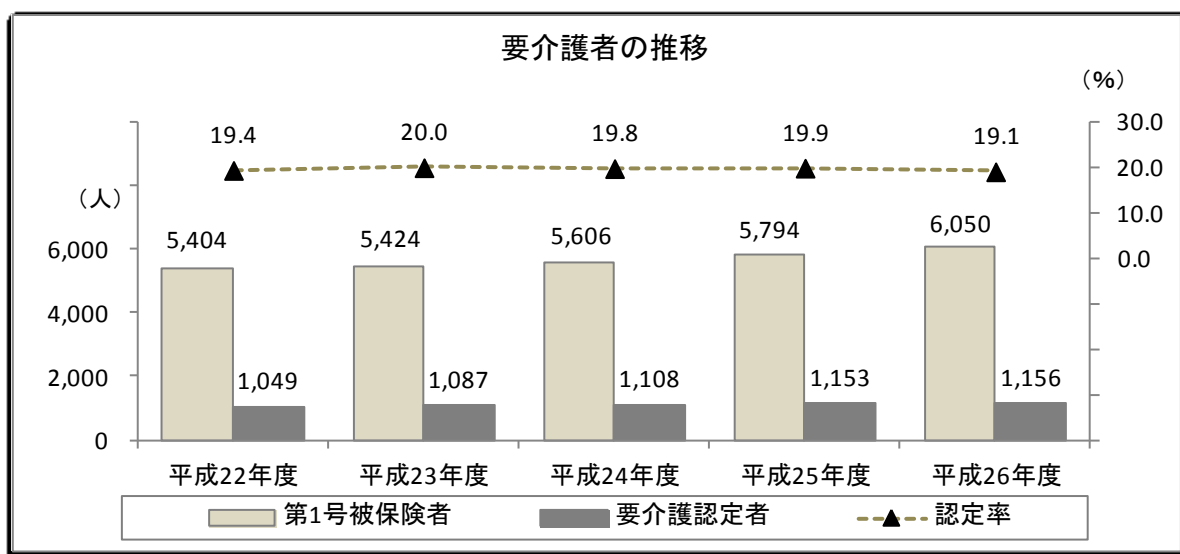
認定率は、平成22年度の19.4%から平成23年度に20.0%と増加しましたが、以降減少傾向にあり平成26年度は19.1%です。8割以上の高齢者は非認定者となっていますが、元気な高齢者だけではなく、認定者予備群も多く、今後の健康事業や介護予防事業の推進が求められます。

要介護者の推移

単位：人・%

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1号被保険者数 ①	5,404	5,424	5,606	5,794	6,050
要介護認定者数 ②	1,049	1,087	1,108	1,153	1,156
認定率 ②/①	19.4	20.0	19.8	19.9	19.1

\*各年10月1日



(2) 要介護度別認定者の推移

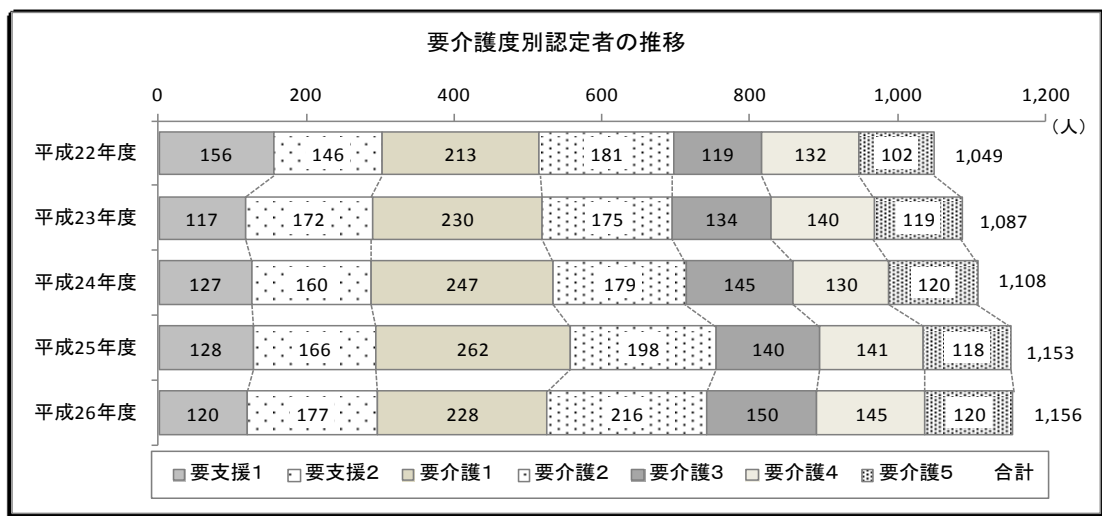
要介護度別認定者数の推移を平成22年度から26年度までみると、要支援、要介護の割合では、要介護1が20.3%から19.7%、次に要介護2も17.3%から18.7%と多くなっています。人数では要支援2が31人、介護2が35人、要介護3が31人増加しています。特に要支援2は要介護にならないよう、また要介護1・2は重度化を防ぐ対策が必要です。

要介護度別認定者の推移

単位：人・%

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	156	117	127	128	120
	14.9	10.8	11.5	11.1	10.4
要支援2	146	172	160	166	177
	13.9	15.8	14.4	14.4	15.3
要介護1	213	230	247	262	228
	20.3	21.2	22.3	22.7	19.7
要介護2	181	175	179	198	216
	17.3	16.1	16.2	17.2	18.7
要介護3	119	134	145	140	150
	11.3	12.3	13.1	12.1	13.0
要介護4	132	140	130	141	145
	12.6	12.9	11.7	12.2	12.5
要介護5	102	119	120	118	120
	9.7	10.9	10.8	10.2	10.4
合計	1,049	1,087	1,108	1,153	1,156

\*各年10月1日

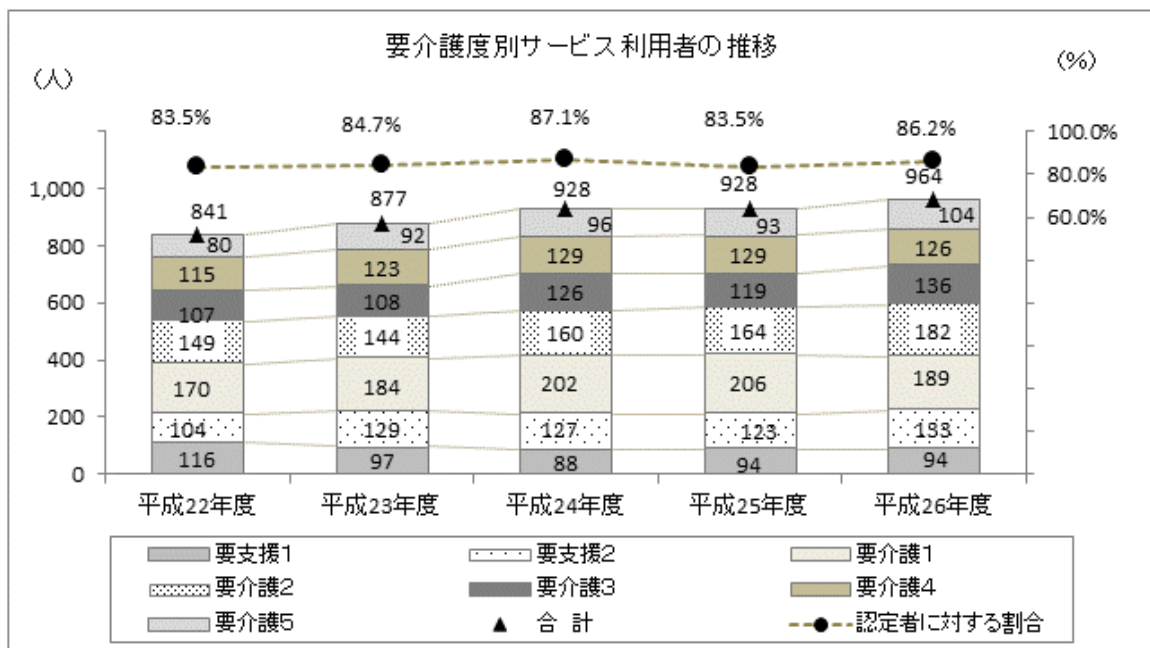


(3) 要介護度別サービス利用者の推移

要介護度別サービス利用者数の推移を平成22年度から26年度までみると、要支援1を除いて、全体では、認定者に対するサービス利用者の割合は、要支援2から要介護5まで増加しています。特に、要支援2、要介護3、要介護5において、増加率が高くなっています。

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
要支援1	116	97	88	94	94
要支援2	104	129	127	123	133
要介護1	170	184	202	206	189
要介護2	149	144	160	164	182
要介護3	107	108	126	119	136
要介護4	115	123	129	129	126
要介護5	80	92	96	93	104
合計	841	877	928	928	964
認定者に対する割合	83.5%	84.7%	87.1%	83.5%	86.2%

\*各年10月1日





(4) 給付費の推移

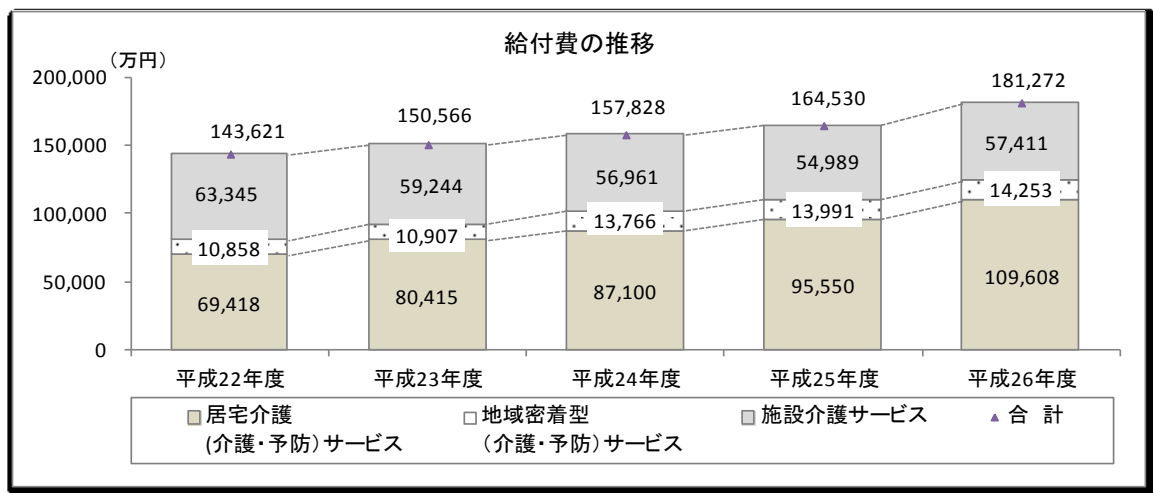
給付費の推移は、認定者の増加とともに第5期計画は、平成24年度より平成26年度は2億3,400万の増加がみられます。居宅（介護・予防）サービスは増加傾向にあり、平成24年度に比べ平成26年度は2億2,500万増加し、サービスの割合も60.5%と高くなっています。

地域密着型（介護・予防）サービスは、金額は増加傾向にありますが、割合は減少しています。施設介護サービスは年度により金額は増減がありますが、割合は平成24年度に比べ、平成26年度は4.4%減少しています。

給付費の推移

単位：・%

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅（介護・予防）サービス	694,183,106 48.3	804,147,598 53.4	871,003,866 55.2	955,496,144 58.1	1,096,082,790 60.5
地域密着型（介護・予防）サービス	108,576,720 7.6	109,070,667 7.3	137,664,297 8.7	139,914,963 8.5	142,530,042 7.8
施設介護サービス	633,446,115 44.1	592,443,696 39.3	569,607,764 36.1	549,888,300 33.4	574,109,057 31.7
合計	1,436,205,941	1,505,661,961	1,578,275,927	1,645,299,407	1,812,721,889



### Ⅲ 日常生活圏域ニーズ調査からみた現状と課題

#### 1. ニーズ調査の概要

非認定者は平成25年10月1日現在の住民基本台帳より、無作為抽出にて対象者を選定しました。認定者は介護保険台帳より在宅で介護サービスを受けている要介護3以下の方200人を対象に選定しました。なお、調査期間は平成26年2月7日から2月17日で、郵送にて配布・回収を行いました。

配布数	回収数	回収率
5,000件	3,342件	66.8%

#### 【調査回答結果の割合「%」について】

回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

#### 2. 回答者の概要

##### (1) 年齢構成

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	総数
男性	469	378	319	200	105	1,471
	31.9	25.7	21.7	13.6	7.1	100.0
女性	497	469	415	277	213	1,871
	26.6	25.1	22.2	14.8	11.4	100.0
総数	966	847	734	477	318	3,342
	28.9	25.3	22.0	14.3	9.5	100.0

##### (2) 世帯構成

	一人暮らし	配偶者と二人暮らし	配偶者以外と二人暮らし	同居(3人以上)	その他	無回答	総数
総数	665	1,358	163	925	48	183	3,342
	19.9	40.6	4.9	27.7	1.4	5.5	100.0

(3) 世帯別住宅所有状況

	一人暮らし	家族など同居	その他(施設他)	無回答	総数
持ち家	540	2,277	14	73	2,904
	18.6	78.4	0.5	2.5	86.9
借家・借間	71	98	4	9	182
	39.0	53.8	2.2	4.9	5.4
その他	14	17	28	0	59
	23.7	28.8	47.5	0.0	1.8
無回答	40	129	2	26	197
	20.3	65.4	1.0	13.2	5.9

(4) 世帯別認定状況

	一人暮らし	家族など同居	その他(施設等)	無回答	総数
一般	437	1,780	17	84	2,318
	18.9	76.8	0.7	3.6	69.4
二次予防	184	661	24	21	890
	20.7	74.3	2.7	2.4	26.6
要支援	26	41	1	1	69
	37.7	59.4	1.4	1.4	2.1
要介護	18	39	6	2	65
	27.7	60.0	9.2	3.1	1.9
総数	665	2,521	48	108	3,342
	19.9	75.4	1.4	3.2	100.0

(5) 地区別人数

	1地区	2地区	3地区	4地区	5地区
該当者(人)	409	334	212	255	157
該当率(%)	12.2	10.0	6.3	7.6	4.7
地区	6地区	7地区	8地区	9地区	
該当者(人)	598	611	338	428	
該当率(%)	17.9	18.3	10.1	12.8	

(6) 地区別家族構成

地区	地区別家族構成				総数
	一人暮らし	家族など同居	その他(施設等)	無回答	
1地区	84	286	30	9	409
	20.5	69.9	7.3	2.2	12.2
2地区	71	246	1	16	334
	21.3	73.7	0.3	4.8	10.0
3地区	48	152	1	11	212
	22.6	71.7	0.5	5.2	6.3
4地区	51	195	2	7	255
	20.0	76.5	0.8	2.7	7.6
5地区	35	117	1	4	157
	22.3	74.5	0.6	2.5	4.7
6地区	102	470	3	23	598
	17.1	78.6	0.5	3.8	17.9
7地区	122	470	3	16	611
	20.0	76.9	16.4	2.6	18.3
8地区	77	252	2	7	338
	22.8	74.6	0.6	2.1	10.1
9地区	75	333	5	15	428
	17.5	77.8	1.2	3.5	12.8
総数	665	1,521	48	183	3,342
	19.9	45.5	1.4	5.5	100.0

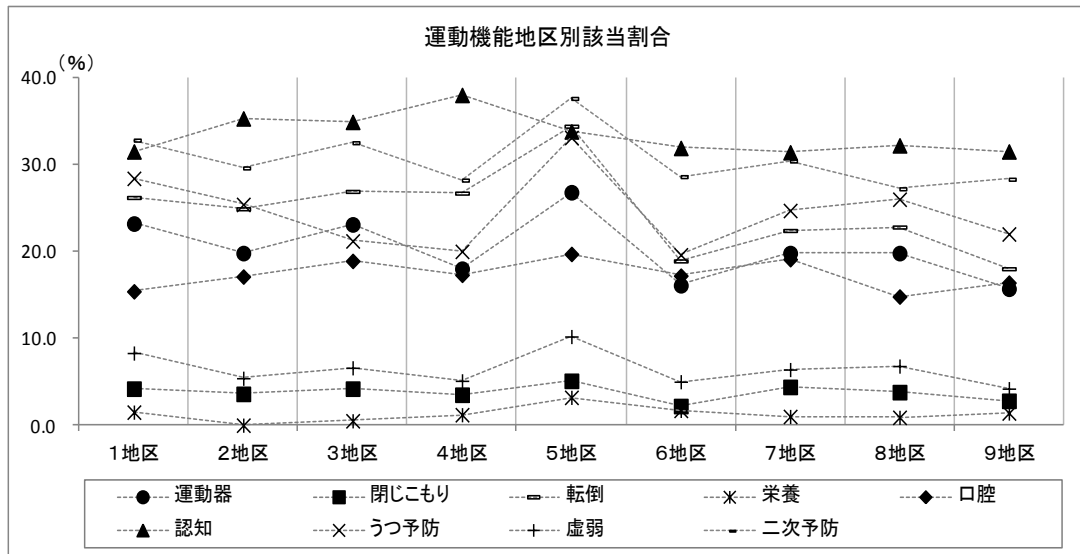
3. 調査結果

(1) 身体的機能からみた状況

身体機能の衰えから要支援、要介護のなることから、ここでは運動機能・閉じこもり・転倒・栄養・口腔・認知・うつ予防・虚弱・二次予防の9項目について、地域ごとの介護予防サービスを取り組む指標として地区別の該当割合を求めました。

各地区で該当割合の高い項目は、「認知」が各地区とも3割を超え、「二次予防」も各地区とも3割前後と高く、認知は4地区(38.0%)、2地区(35.3%)、3地区(34.9%)と高く、二次予防は5地区(37.6%)、1地区(32.8%)と高くなっています。このように各地区における特色のある予防事業が必要となります。

地区	1地区	2地区	3地区	4地区	5地区	6地区	7地区	8地区	9地区
運動器	23.2	19.8	23.1	18.0	26.8	16.1	19.8	19.8	15.7
閉じこもり	4.2	3.6	4.2	3.5	5.1	2.2	4.4	3.8	2.8
転倒	26.2	24.9	26.9	26.7	34.4	18.9	22.4	22.8	18.0
栄養	1.5	0.0	0.5	1.2	3.2	1.7	1.0	0.9	1.4
口腔	15.4	17.1	18.9	17.3	19.7	17.2	19.1	14.8	16.4
認知	31.5	35.3	34.9	38.0	33.8	31.9	31.4	32.2	31.5
うつ予防	28.4	25.4	21.2	20.0	33.1	19.6	24.7	26.0	22.0
虚弱	8.3	5.4	6.6	5.1	10.2	5.0	6.4	6.8	4.2
二次予防	32.8	29.6	32.5	28.2	37.6	28.6	30.4	27.2	28.3



地区別認知障害区分をみると、境界的、軽度の割合が多く、早期介入が重度化への予防につながります。地域包括支援センターを中心とした対策が必要となります。

地区別認知障害区分 単位: 人・%

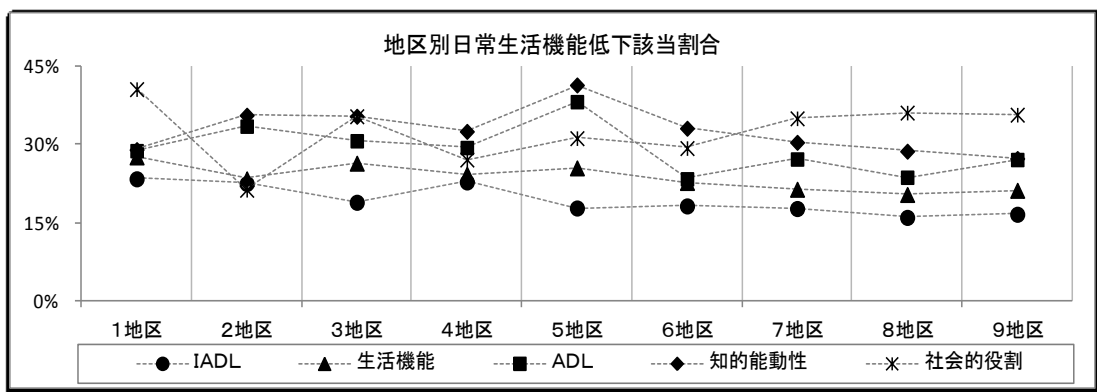
地区	1地区	2地区	3地区	4地区	5地区	6地区	7地区	8地区	9地区
0:障害なし	305	253	153	191	115	471	455	273	344
	74.6	75.7	72.2	74.9	73.2	78.8	74.5	80.8	80.4
1:境界的	57	46	28	40	25	68	92	35	49
	13.9	13.8	13.2	15.7	15.9	11.4	15.1	10.4	11.4
2:軽度	21	15	8	7	6	27	26	10	11
	5.1	4.5	3.8	2.7	3.8	4.5	4.3	3.0	2.6
3:中等度	7	2	2	5	2	3	7	3	4
	1.7	0.6	0.9	2.0	1.3	0.5	1.1	0.9	0.9
4:やや重度	4	0	0	0	2	1	1	1	2
	1.0	0.0	0.0	0.0	1.3	0.2	0.2	0.3	0.5
5:重度	3	2	2	1	0	4	1	5	4
	0.7	0.6	0.9	0.4	0.0	0.7	0.2	1.5	0.9
6:最重度	0	0	0	0	0	1	1	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.2	0.2	0.0	0.0
不明	12	16	19	11	7	23	28	11	14
	2.9	4.8	9.0	4.3	4.5	3.8	4.6	3.3	3.3
合計	409	334	212	255	157	598	611	338	428
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(2) 日常生活機能低下者の状況

日常生活の状況から、閉じこもりや生活機能の低下により、要支援、要介護状態になることも多く、IADL・生活機能・ADL・知的能動性・社会的役割の5項目の日常生活機能低下者についてみると、各地区により該当割合は変化しています。全体的には、ADL や社会的役割が高く、高齢者は階段の昇降や歩行、入浴等の日常生活の動作や、友人宅への訪問やお見舞い等の行動の減少が機能低下につながっていることが伺えます。

地区別日常生活機能低下該当割合

地区	1地区	2地区	3地区	4地区	5地区	6地区	7地区	8地区	9地区
IADL	23.4	22.5	18.9	22.8	17.8	18.2	17.7	16.0	16.6
生活機能	27.6	23.4	26.4	24.3	25.5	22.7	21.4	20.4	21.2
ADL	28.8	33.5	30.7	29.4	38.2	23.4	27.2	23.7	27.1
知的能動性	29.0	35.6	35.4	32.5	41.4	33.1	30.4	28.7	27.3
社会的役割	40.6	21.3	35.4	27.1	31.2	29.3	35.0	36.1	35.7



ADL回答結果

単位: 人・%

設問(該当する項目)	非認定者 n=3,208		認定者 n=134		差
	一般 n=2,318	二次予防 n=890	要支援 n=69	要介護 n=65	
問6-6 食事は自分で食べられますか(できる)	3,108 (96.9)	850 (95.5)	120 (89.6)	53 (81.5)	7.3
問6-7 寝床に入るとき、何らかの介助が必要ですか(必要ない)	3,066 (95.6)	833 (93.6)	108 (80.6)	50 (76.9)	15.0
問6-8 座っていることができますか(できる)	2,945 (91.8)	752 (84.5)	96 (71.6)	49 (75.4)	20.2
問6-9 自分で洗面や歯磨きができますか(できる)	3,103 (96.7)	847 (95.2)	117 (87.3)	51 (78.5)	9.4
問6-10 自分でトイレができますか(できる)	3,126 (97.4)	858 (96.4)	123 (91.8)	57 (87.7)	5.6
問6-11 自分で入浴ができますか(できる)	3,081 (96.0)	825 (92.7)	75 (56.0)	20 (30.8)	40.0
問6-12 50m以上歩けますか(できる)	3,024 (94.3)	771 (86.6)	69 (51.5)	23 (35.4)	42.8
問6-13 階段を昇り降りできますか(できる)	2,919 (91.0)	698 (78.4)	45 (33.6)	17 (26.2)	57.4
問6-14 自分で着替えができますか(できる)	2,959 (92.2)	826 (92.8)	104 (77.6)	42 (64.6)	14.6
問6-15 大便を失敗することがあります(ない)	3,035 (94.6)	803 (90.2)	94 (70.1)	37 (56.9)	24.5
問6-16 尿もれなどがあります(ない)	2,535 (79.0)	560 (62.9)	59 (44.0)	23 (35.4)	35.0

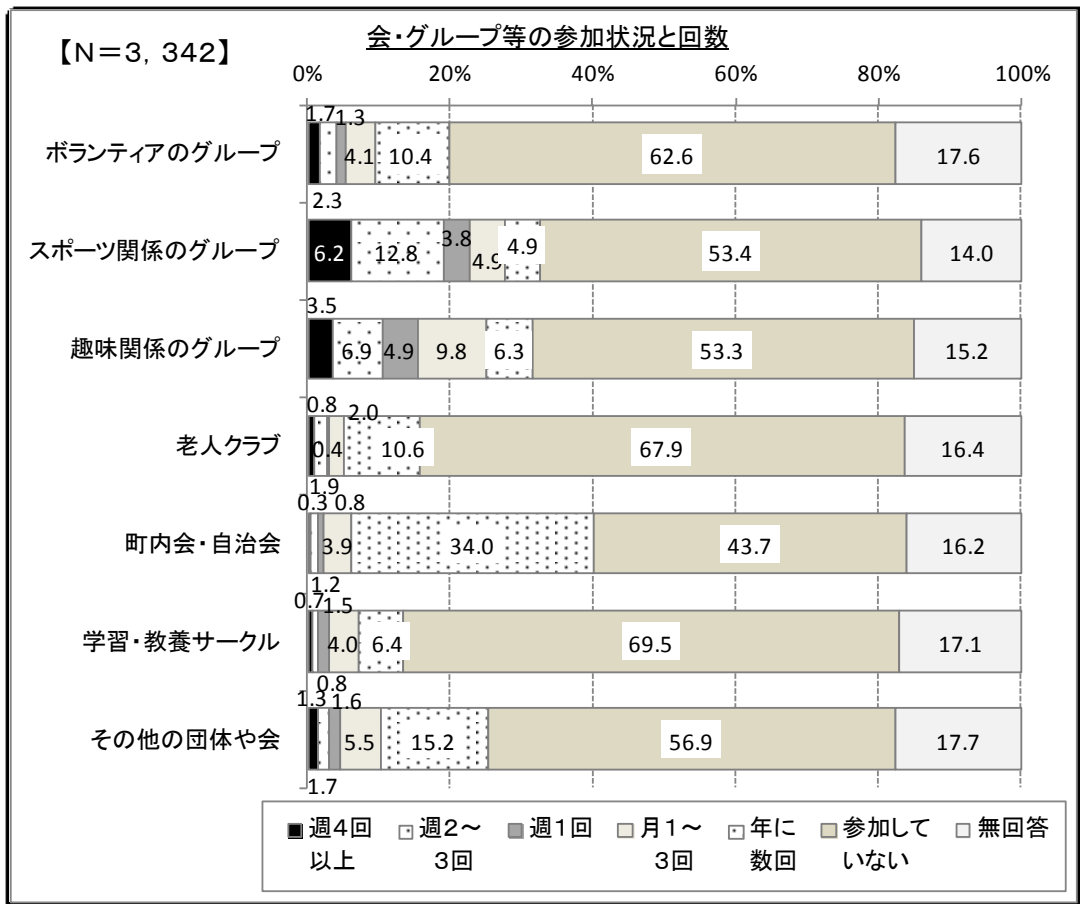
(3) 社会参加の状況

会・グループ等の参加状況は、各項目において、「参加していない」が多く、特に「学習・教養サークル」「老人クラブ」「ボランティア」の割合が高くなっています。会やグループへの参加は個人の嗜好にもよりますが、一つでも参加することで閉じこもりや生活機能の低下の予防につながることから、情報提供や参加の声かけ等が必要です。

会・グループ等の参加状況と回数

単位：人・%

	週4回以上	週2～3回	週1回	月1～3回	年に数回	参加していない	無回答
ボランティアのグループ	56 1.7	76 2.3	45 1.3	136 4.1	349 10.4	2,093 62.6	587 17.6
スポーツ関係のグループ	208 6.2	427 12.8	128 3.8	165 4.9	163 4.9	1,784 53.4	467 14.0
趣味関係のグループ	118 3.5	232 6.9	163 4.9	329 9.8	210 6.3	1,781 53.3	509 15.2
老人クラブ	26 0.8	64 1.9	14 0.4	67 2.0	354 10.6	2,269 67.9	548 16.4
町内会・自治会	10 0.3	39 1.2	27 0.8	129 3.9	1,135 34.0	1,462 43.7	540 16.2
学習・教養サークル	24 0.7	27 0.8	49 1.5	135 4.0	214 6.4	2,323 69.5	570 17.1
その他の団体や会	43 1.3	58 1.7	54 1.6	184 5.5	507 15.2	1,903 56.9	593 17.7



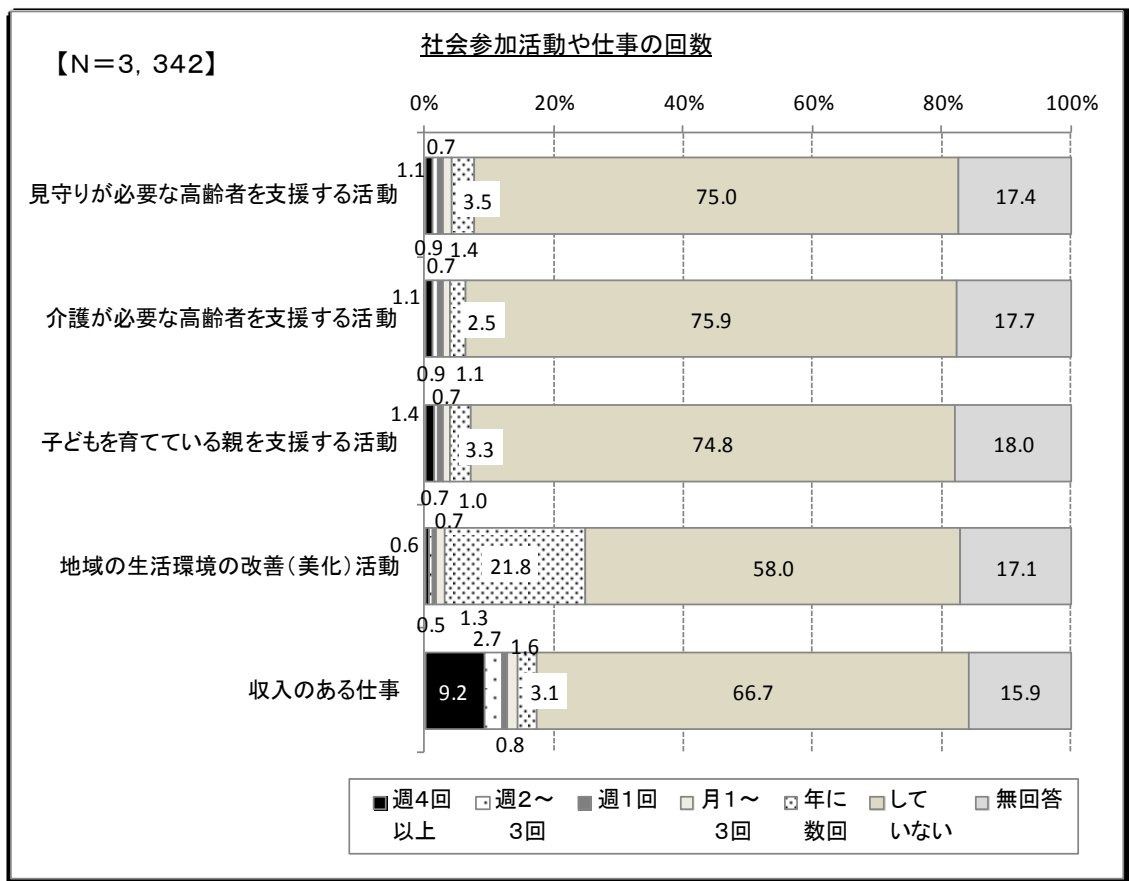
(4) 社会参加活動や仕事の回数

社会参加活動や仕事は、「していない」の回答が多くありますが、個人的にはご近所の方との会話や、助け合いはしていることと思います。地域活動としての参加が難しいこともあり、身近な活動の支援、啓蒙が必要です。仕事は、「収入のある仕事」は全体の2割程度で、「週4日以上」が9.2%です。

社会参加活動や仕事の回数

単位:人・%

	週4回以上	週2~3回	週1回	月1~3回	年に数回	していない	無回答
見守りが必要な高齢者を支援する活動	37 1.1	31 0.9	22 0.7	46 1.4	116 3.5	2,507 75.0	583 17.4
介護が必要な高齢者を支援する活動	37 1.1	29 0.9	24 0.7	38 1.1	85 2.5	2,538 75.9	591 17.7
子どもを育てている親を支援する活動	48 1.4	24 0.7	25 0.7	33 1.0	110 3.3	2,499 74.8	603 18.0
地域の生活環境の改善(美化)活動	21 0.6	16 0.5	23 0.7	44 1.3	727 21.8	1,938 58.0	573 17.1
収入のある仕事	308 9.2	89 2.7	28 0.8	53 1.6	103 3.1	2,230 66.7	531 15.9





(5) あなたと周りの人の「たすけあい」について

①心配ごとや愚痴

心配ごとや愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」56.3%、次に「兄弟姉妹・親戚・親・孫」46.7%、「別居の子ども」42.2%と続き、「そのような人はいない」は4.0%です。

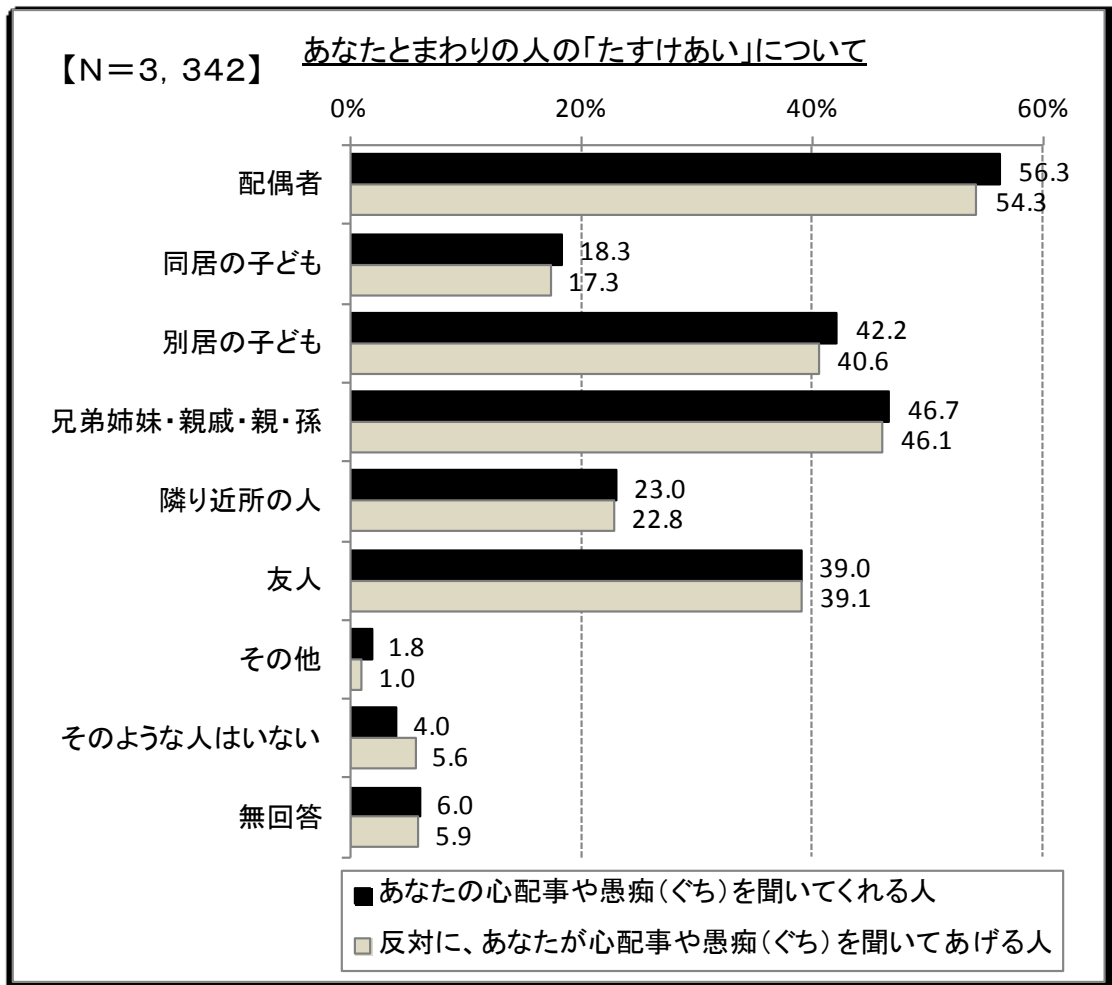
反対に心配ごとや愚痴を聞いてあげる人は、「配偶者」54.3%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」46.1%、「別居の子ども」40.6%と続き、「そのような人はいない」は5.6%です。

いずれの回答も親族が中心で、相談相手のいない方へのフォローが必要です。

あなたとまわりの人の「たすけあい」について

単位:人・%

	配偶者	同居の子ども	別居の子ども	兄弟姉妹・親戚親・孫	隣り近所の人	友人	その他	そのような人はいない	無回答
あなたの心配事や愚痴(ぐち)を聞いてくれる人はいですか	1,883 56.3	613 18.3	1,409 42.2	1,560 46.7	768 23.0	1,303 39.0	60 1.8	135 4.0	201 6.0
反対に、あなたが心配事や愚痴(ぐち)を聞いてあげる人はいですか	1,815 54.3	577 17.3	1,356 40.6	1,539 46.1	763 22.8	1,306 39.1	32 1.0	186 5.6	198 5.9

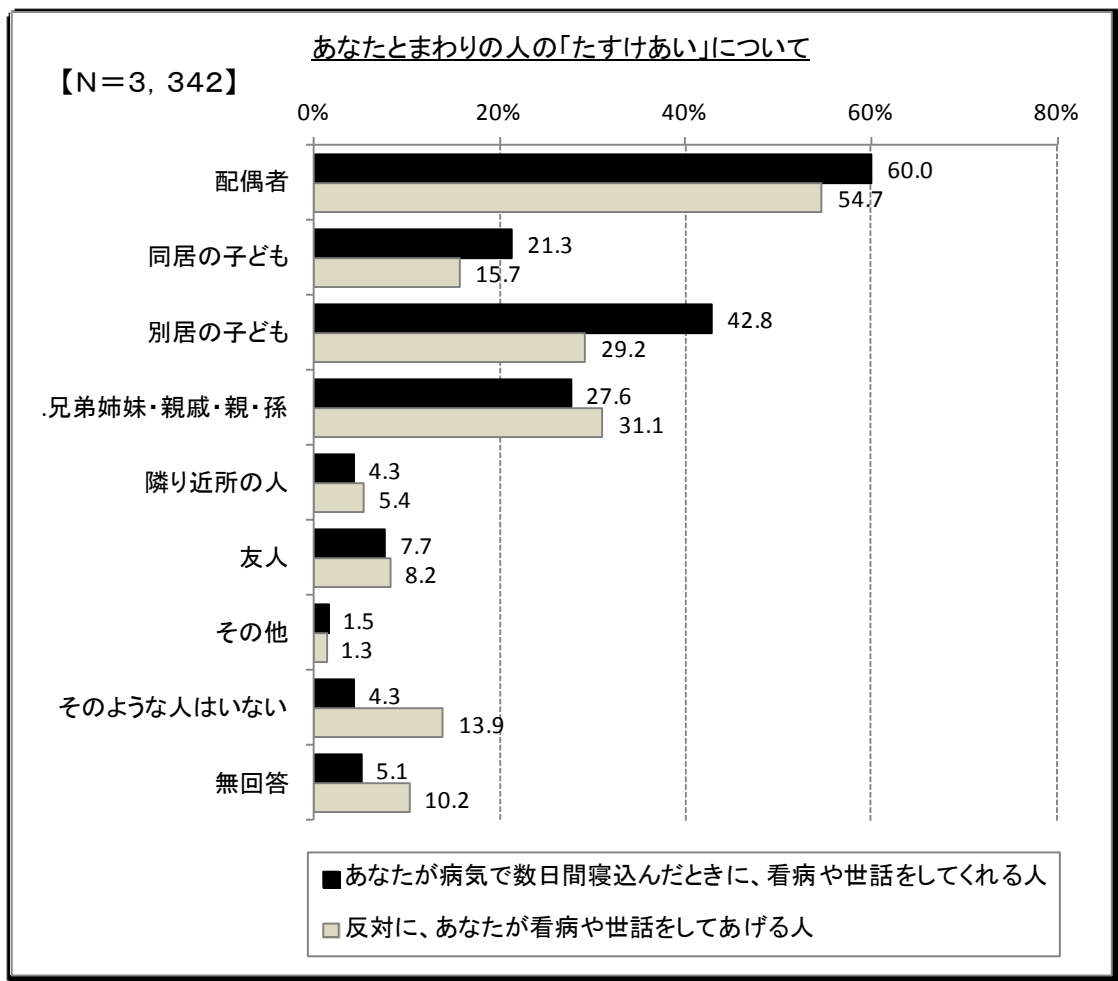


②看病や世話

看病や世話をしてくれる人は、「配偶者」60.0%、次に「別居の子ども」42.8%、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」27.6%と続き、「そのような人はいない」は4.3%です。反対に看病や世話をしてあげる人は、「配偶者」54.7%、次に「兄弟姉妹・親戚・親・孫」31.1%、「別居の子ども」29.2%、「そのような人はいない」は13.9%です。病気や看病について、「隣近所の人」「友人」が4～8%前後の回答があり、地域で見守りのネットワークの体制強化が必要です。

あなたとまわりの人の「たすけあい」について 単位:人・%

	配偶者	同居の子ども	別居の子ども	兄弟姉妹・親戚親・孫	隣り近所の人	友人	その他	そのような人はいない	無回答
あなたが病気で数日間寝込んだときに看病や世話をしてくれる人	2,005 60.0	712 21.3	1,431 42.8	921 27.6	145 4.3	259 7.7	51 1.5	145 4.3	170 5.1
反対に、あなたが看病や世話をしてあげる人	1,827 54.7	526 15.7	976 29.2	1,040 31.1	179 5.4	274 8.2	45 1.3	465 13.9	342 10.2



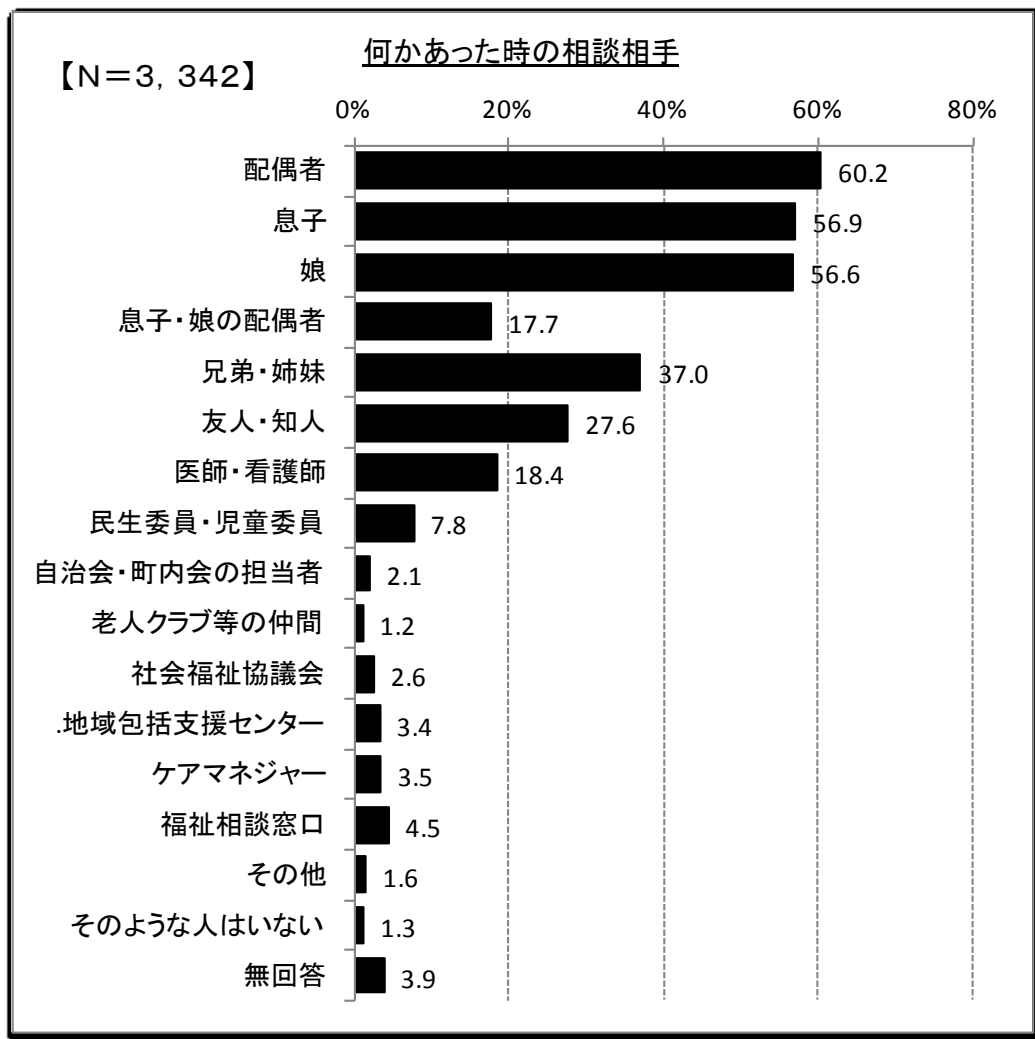
(6) 何かあった時の相談相手

何かあった時の相談相手は、身内の人が多く、「配偶者」60.2%、「息子」56.9%、「娘」56.6%が5割を超えています。外部の人は「友人・知人」が27.6%、「医師・看護師」18.4%、「民生委員・児童委員」7.8%、「福祉相談窓口」4.5%、「ケアマネジャー」3.5%、「地域包括支援センター」3.4%、「社会福祉協議会」2.6%と続き、また「そのような人はいない」は1.3%です。

何かあった時の相談相手

単位:人・%

	配偶者	息子	娘	息子・娘の配偶者	兄弟・姉妹	友人・知人	医師・看護師	民生委員・児童委員	自治会・町内会の担当者
回答数	2,012	1,902	1,892	592	1,237	921	614	262	69
割合	60.2	56.9	56.6	17.7	37.0	27.6	18.4	7.8	2.1
	老人クラブ等の仲間	社会福祉協議会	地域包括支援センター	ケアマネジャー	福祉相談窓口	その他	そのような人はいない	無回答	
回答数	41	88	112	118	150	52	42	130	
割合	1.2	2.6	3.4	3.5	4.5	1.6	1.3	3.9	



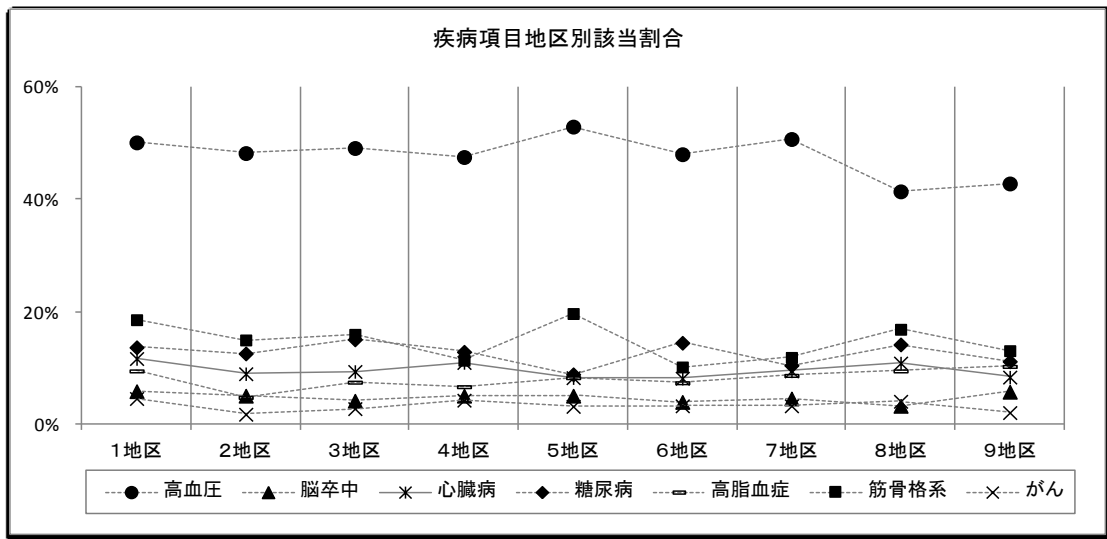
(7) 健康と疾病

生活習慣病を含む疾病を地区別に、高血圧・脳卒中・心臓病・糖尿病・高脂血症・筋骨格系・がんの7項目について有病率をみました。各地区とも「高血圧」が4～5割と高く、次に「筋骨格系」の割合が高くなっています。高血圧から脳疾患、心疾患へとつながり寝たきりの要因となります。また、筋骨格系の衰えから骨折・転倒へとつながり寝たきりとなることも多く、健康診査時のフォローや運動教室等の予防事業の取組が大切です。

疾病項目地区別該当割合

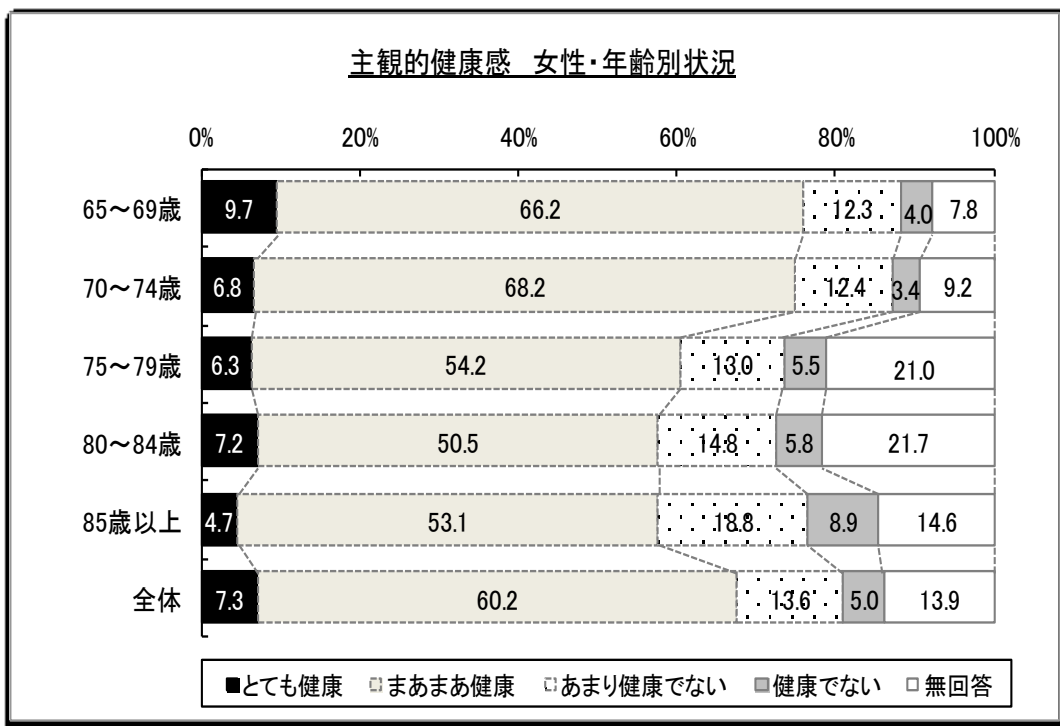
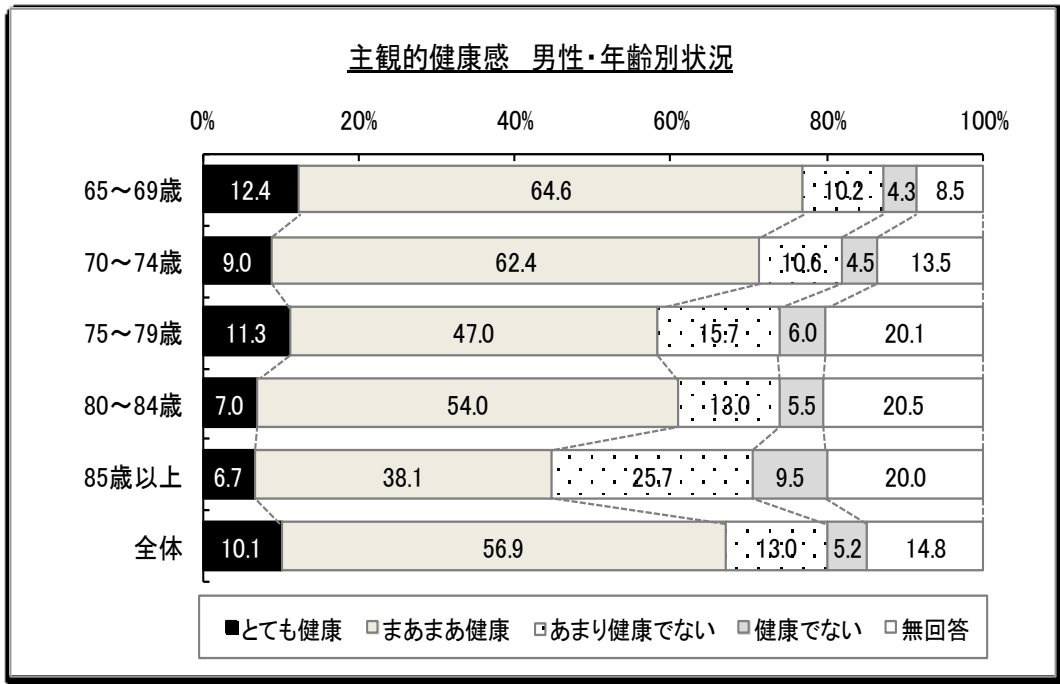
単位:%

地区	1地区	2地区	3地区	4地区	5地区	6地区	7地区	8地区	9地区
高血圧	50.1	48.2	49.1	47.5	52.9	48.0	50.7	41.4	42.8
脳卒中	5.9	5.1	4.2	5.1	5.1	4.0	4.6	3.3	5.8
心臓病	11.7	9.0	9.4	11.0	8.3	8.2	9.5	10.9	8.4
糖尿病	13.7	12.6	15.1	12.9	8.9	14.5	10.5	14.2	11.2
高脂血症	9.5	4.8	7.5	6.7	8.3	7.4	8.7	9.5	10.3
筋骨格系	18.6	15.0	16.0	11.4	19.7	10.2	11.9	16.9	13.1
がん	4.6	1.8	2.8	4.3	3.2	3.3	3.3	4.1	2.1



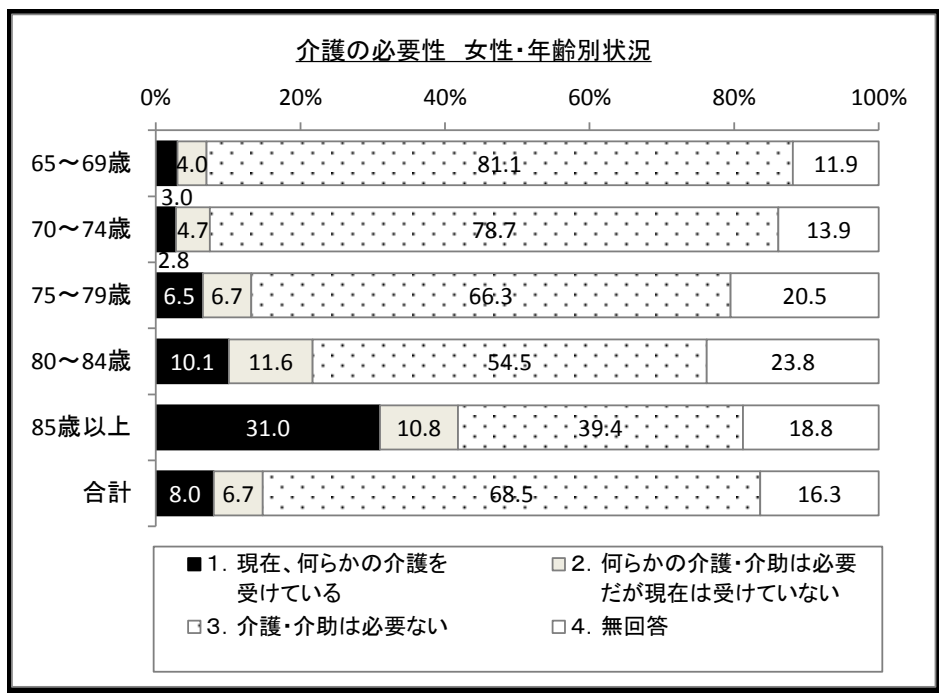
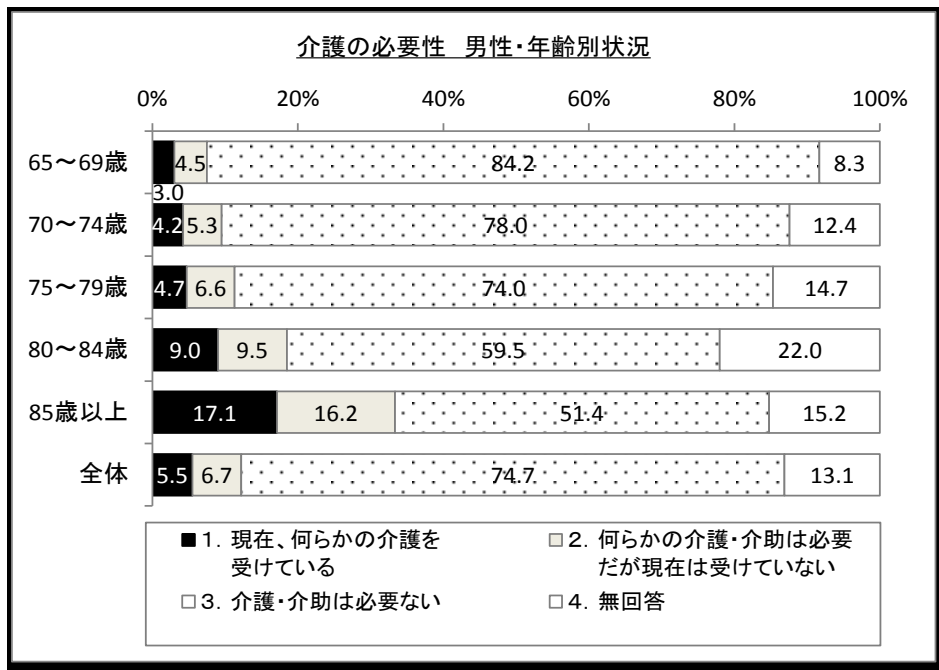
(8) 主観的健康感

高齢者のQOL（生活の質）の指標ともなっている主観的健康感の回答結果を男女別にみると、健康群は男性（67.0%）、女性（67.5%）、逆に「不健康群」は男性（18.2%）女性（18.6%）と主観的健康感に男女の差はあまりなく、年齢とともに主観的健康感は減少しています。



(9) 介護の必要性

介護の必要性は、全体的にみると「介護・介助は必要ない」男性74.7%、女性68.5%と多く、「何らかの介護・介助は必要だが現在は受けていない」男性6.7%、女性6.7%で「現在、何らかの介護を受けている」は男性5.5%、女性8.0%です。介護・介助を必要としながら受けていない方への状況把握と対応が必要となります。年齢別では、年齢とともに必要性は高くなるなか、女性の85歳以上が「介護を受けている」(31.0%)と3割を超えています。



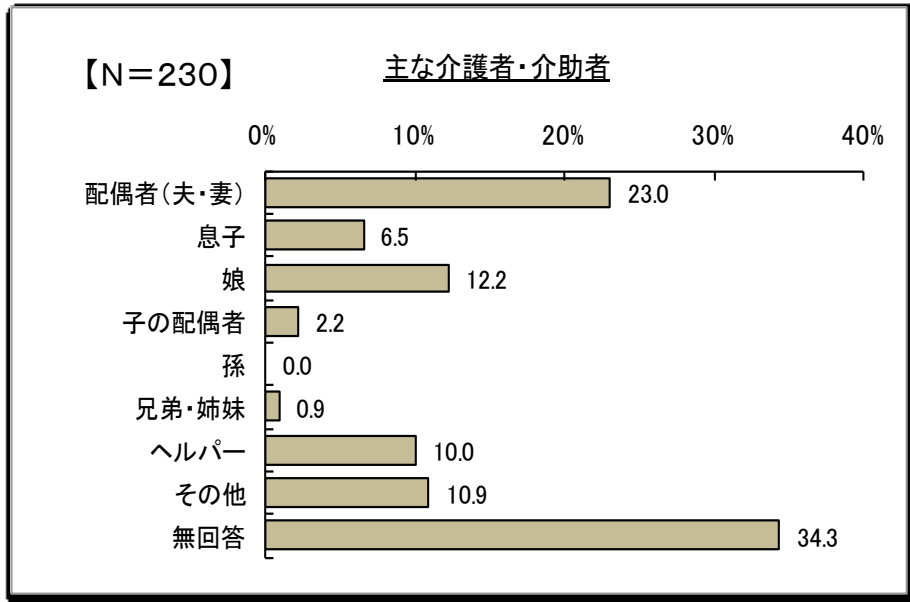
(10) 主な介護者・介助者

「介護を受けている」と回答した方の介護者は、無回答が多いなか、「配偶者」(23.0%)、「娘」(12.2%)、「その他」(10.9%)、「介護サービスのヘルパー」(10.0%)、です。介護者の年齢は、「65歳未満」(33.0%)と最も多く、次に「75～84歳」(20.9%)、「65～74歳」(16.1%)、「85歳以上」(14.3%)で高齢者による介護が全体の5割を超えています。

主な介護者・介助者

単位:人・%

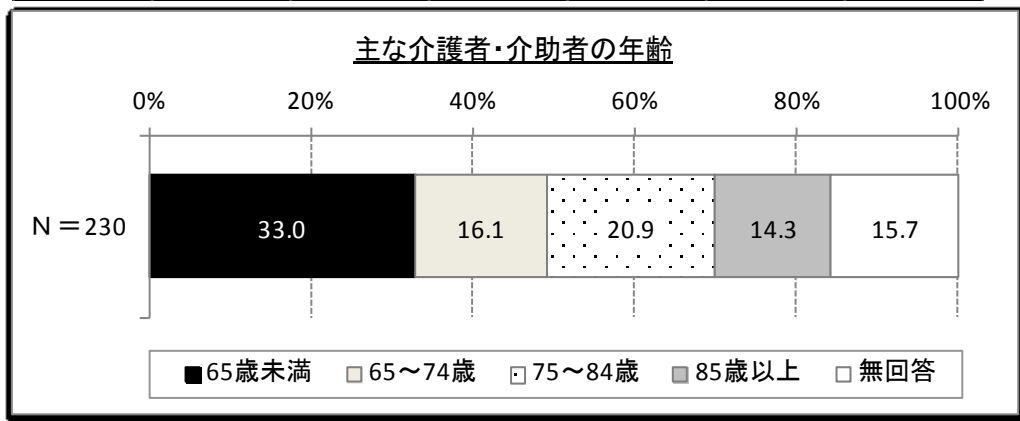
	配偶者 (夫・妻)	息子	娘	子の配偶者	孫	兄弟・姉妹	介護 サービスの ヘルパー	その他	無回答
人数	53	15	28	5	0	2	23	25	79
割合	23.0	6.5	12.2	2.2	0.0	0.9	10.0	10.9	34.3



介護者の年齢

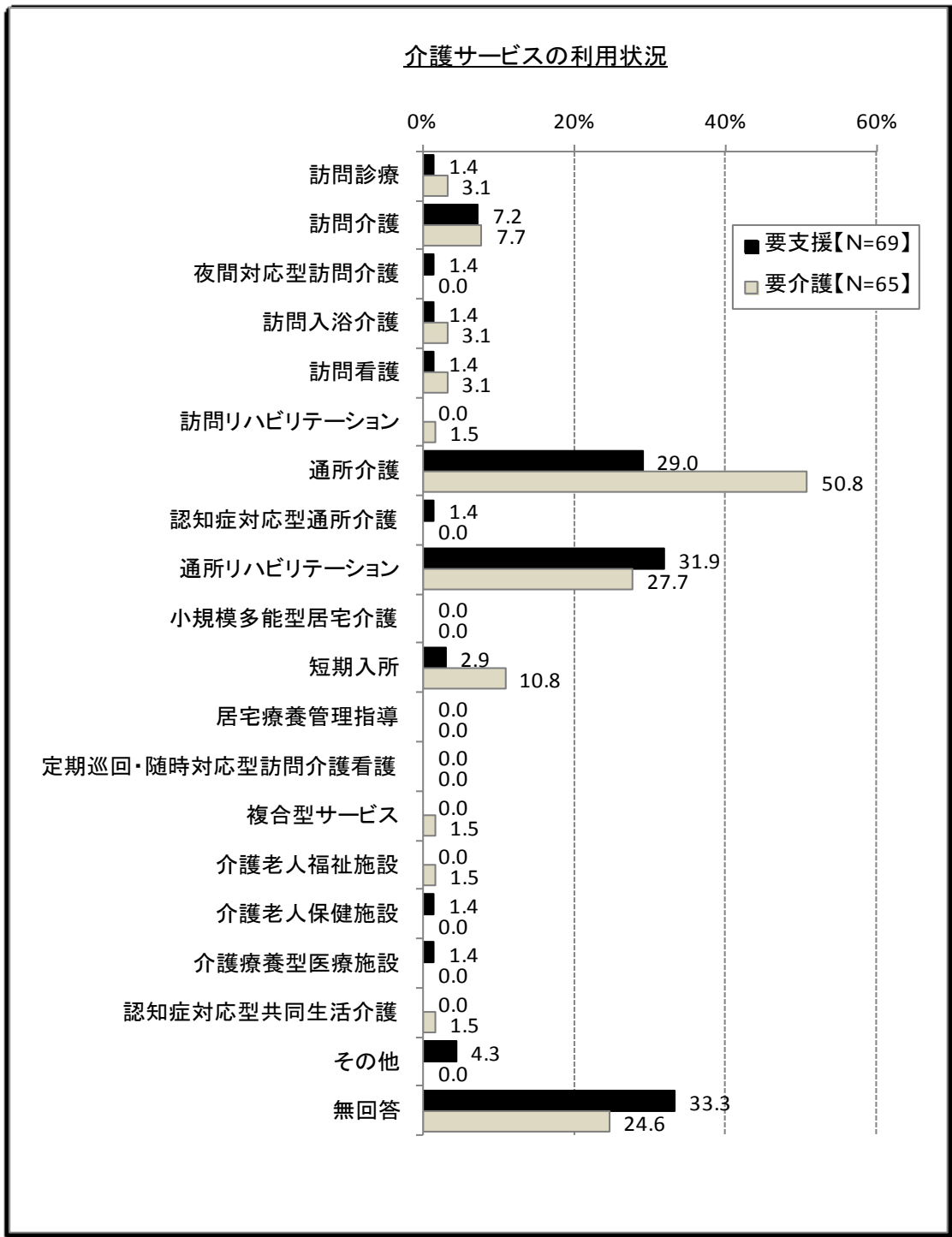
単位:人・%

	65歳未満	65～74歳	75～84歳	85歳以上	無回答	全体
人数	76	37	48	33	36	230
割合	33.0	16.1	20.9	14.3	15.7	100.0



(11) 介護サービスの利用状況

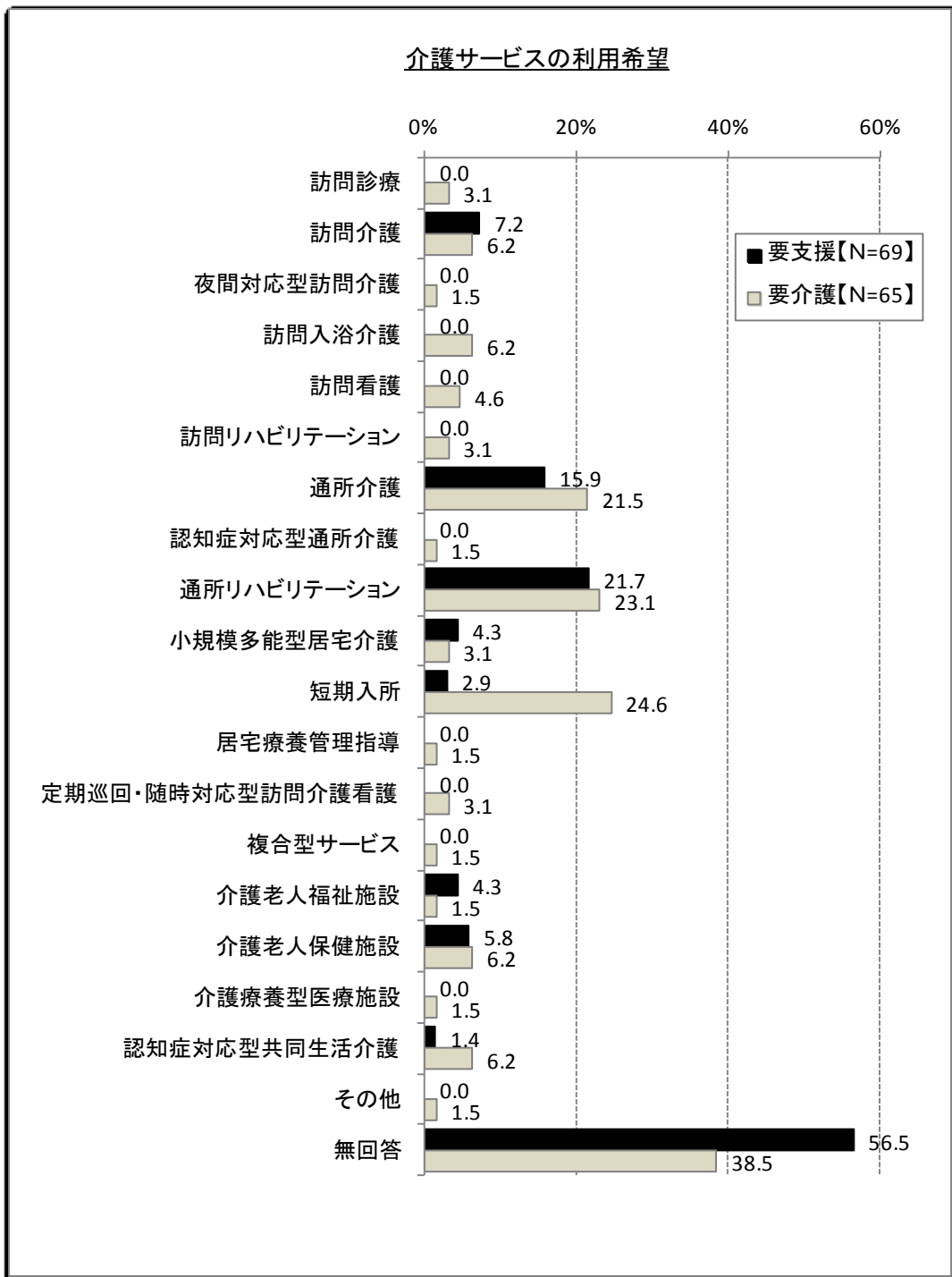
要支援・要介護認定者が利用している在宅サービスは、「通所介護」が（要支援 29.0%、要介護 50.8%）と最も多く、次に「通所リハビリテーション」（要支援 31.9%、要介護 27.7%）、「訪問介護」（要支援 7.2%、要介護 7.7%）と続き、要介護認定者は「短期入所」（10.8%）が多くなっています。





(12) 介護サービスの利用希望

要支援・要介護認定者が利用希望をしている在宅サービスは、「通所リハビリテーション」が（要支援 21.7%、要介護 23.1%）と最も多く、次に「通所介護」が（要支援 15.9%、要介護 21.5%）、「訪問介護（要支援 7.2%、要介護 6.2%）」と続き、要介護は「短期入所」（24.6%）、「訪問入浴介護」「介護老人保健施設」「認知症対応型共同生活介護」がともに 6.2%になっています。



## 第3章 施策の展開と方向性

### I 計画の基本理念

本町では、地域の高齢者を地域で支える、より効果的な介護予防策の実現に向けて、今後は、保険・医療・福祉相互の連携を強化しつつ、高齢者福祉の充実を図ることで、効率的で効果的な福祉事業に努めることが求められています。

また、高齢者が培ってきた豊かな知識や技能が、地域社会の中で活かされるような仕組みを構築し、住み慣れた家庭や地域で、高齢者がいきいきと暮らせるよう、高齢者の社会参加を促進することも必要です。

前計画では、「介護予防」と「地域での自立生活支援」をキーワードに、『“「地域」で守る高齢者の安全・安心”見守りと気づきのまち みまた』を基本理念として、施策の推進を図ってきました。

本計画でも、前計画の基本理念を継承し、「地域」を単位として、医療や介護が必要になっても住み慣れた地域で安全・安心に生活を送ることができるよう、「地域包括ケア」の構築を目指した生活支援体制の充実を図るとともに、高齢者の社会参加の促進を図ります。

#### 《 基本理念 》

**“「地域」で守る高齢者の安全・安心”  
見守りと気づきのまち みまた**

## Ⅱ 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、4つの基本目標を設定し、主要施策を推進します。

### 1 適正な介護保険サービスの提供

町民が、身近な地域で介護や介護予防のサービスを適正に受けられるよう、各事業所の介護支援専門員・介護福祉士、その他業務従事者等の人材育成や評価機能の充実を促進させ、介護保険サービスの質の向上を図ります。

### 2 元気で暮らせる介護予防の充実

「活動的な85歳」を目標として、町民の健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病等の疾病予防と連携しつつ、寝たきりや認知症等の要介護状態にならないよう、介護予防を推進します。また、町民一人ひとりに「自分の健康は自分で守る」ことを意識させ、そのために必要な活動を積極的かつ継続的に実践するよう啓発します。

### 3 安心して暮らせるまちづくりの推進

高齢者を取り巻く様々な問題に対応するため、地域包括支援センターにおいて総合相談支援体制の充実を図ります。認知症ケアについては、地域包括支援センター職員が、キャラバンメイトとなって、認知症サポーターの養成講座を開催するなど、積極的な取組を展開します。虐待や行方不明等の緊急時において、適切かつ効率的に対処するため、関係機関や地域との連携を更に強化し、対象者情報の共有等に努めます。

### 4 生涯現役で暮らせるまちづくりの推進

高齢者が、自ら有する知識や技能等を活かして、就労や生涯学習、ボランティア活動等、多様な活動に参加できるよう、社会参加機会の充実を図ります。

高齢者を地域で支えるため、社会福祉協議会や学校、地域等の様々な場で、ボランティア意識の啓発や人材の育成に努めます。

### Ⅲ 重点施策

ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみの世帯の増加に加え、地域のつながりの希薄化が進む中、地域の中で互いに助けあい、支えあう関係づくりを行うため、本町では、基本目標に沿って、地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域福祉計画との連携を図りながら重点施策を推進します。

#### 1. 在宅医療・介護連携の推進

在宅医療・介護連携の推進については、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続ける事ができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的としています。

事業内容は下記のとおりです。

- (ア) 地域の医療・介護サービス資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- (ウ) 在宅医療・介護連携支援センター(仮称)の運営
- (エ) 在宅医療・介護サービスの情報の共有支援
- (オ) 在宅医療・介護関係者の研修
- (カ) 24時間365日の在宅医療・介護サービス提供体制の構築
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 二次医療圏内・関係市区長村の連携

医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、当該高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう体制の整備を図ります。

#### 2. 認知症施策の推進

今後増加する認知症高齢者に適切に対応するため、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会を目指した取組を進めます。地域ごとに、認知症の状態に応じた適切なサービス提供の流れ（以下「認知症ケアパス」という。）を確立し、どのように認知症の人を地域で支えていくかを地域住民に示した上で、早期からの適切な診断や対応、認知症についての正しい知識と理解に基づく本人やその家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の構築を進めます。

### 3. 生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進

生活支援サービスの体制整備に当たっては、市町村が中心となって、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、多様な主体による多様な取組みのコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進することになっています。推進に当たっては、地域に不足するサービスの抽出やサービスの担い手の養成等の資源の開発を進める機能Aや、関係機関の情報の共有や連携体制づくりを主体としたネットワーク構築の機能Bの両面の充実が求められています。単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加に対応し、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除などの家事支援など日常生活上の支援が必要な高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援等サービスを整備していくために、生活支援コーディネーターの活用等を通じ、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援等サービスを担う協議体を設置し、多様な関係主体間の定期的な情報の共有及び連携・協働による取組を推進することになっています。今後は、その支援・協働体制の充実・強化を図るとともに、高齢者の自立支援に資する取組を推進することで、要介護状態になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指します。

### 4. 高齢者の居住安定に係る施策との連携

地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供され、その中で生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳が確保された生活が実現されることが前提となるため、個人において確保する持家や賃貸住宅に加えて、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいが、地域におけるニーズに応じて適切に供給される環境を確保するとともに、これらの住まいにおける入居者が安心して暮らすことができるよう、適確な指導監督を行うよう努めます。

### 5. 介護サービス及び地域支援事業の円滑な提供

高齢者の尊厳を支えるケアを実現するため、団塊の世代が75歳以上となり介護が必要な高齢者が急速に増加する2025年度（平成37年度）までの間に、各地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することを目標として、介護給付等対象サービスの充実を図るとともに、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策や生活支援サービスの充実など地域包括ケアシステムの構築に向けた方策に取り組みます。

## 6. 地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公開

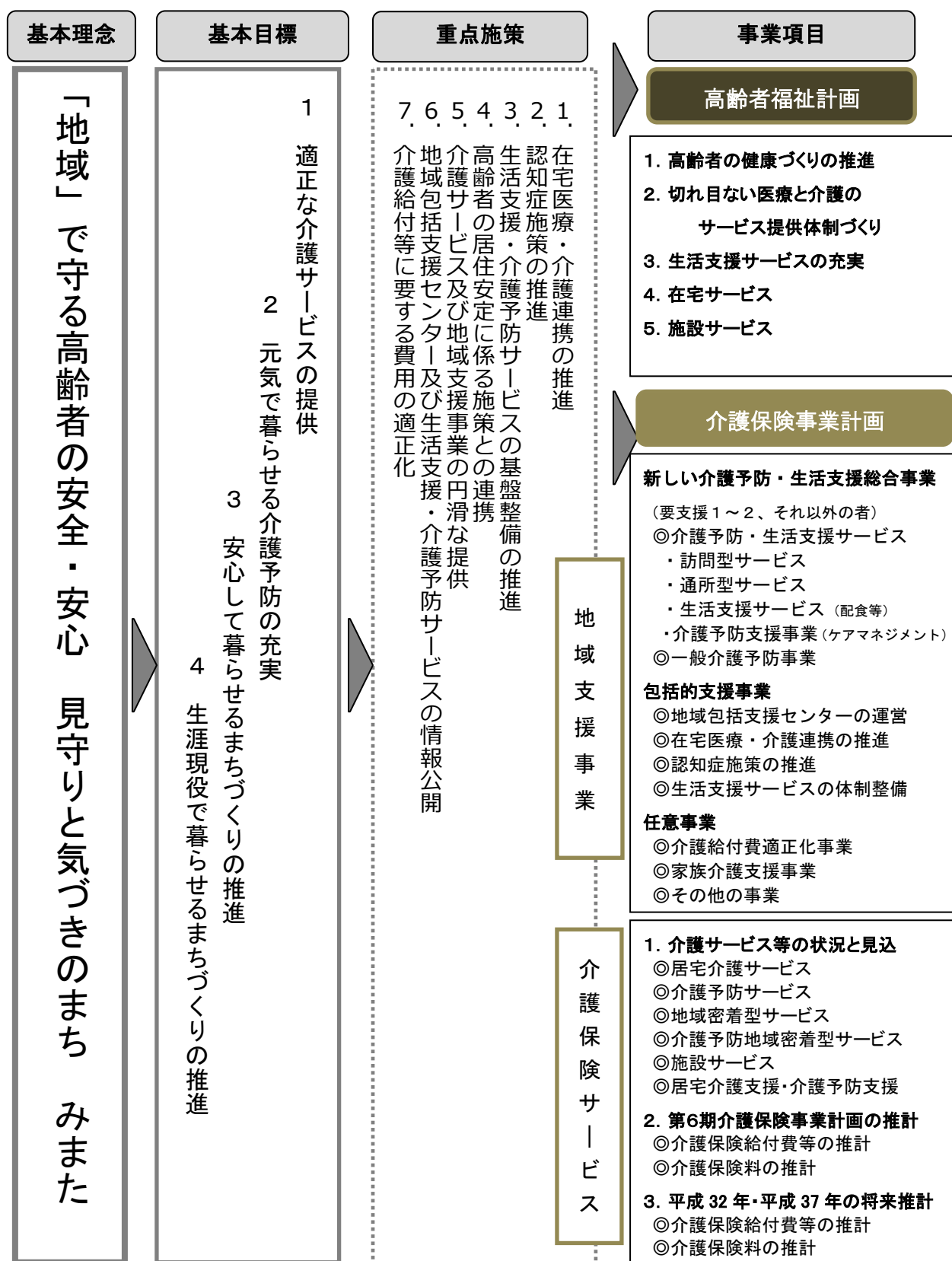
地域包括ケアシステム構築の観点から、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続していくために有益な情報と考えられる地域包括支援センターと配食や見守り等の生活支援の情報について、厚生労働省が運用している情報公表システムの活用も念頭に市が主体的に情報収集と情報発信に努めます。

## 7. 介護給付等に要する費用の適正化

介護給付の適正化は、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ介護保険料の上昇を抑制することを通じて介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築に資するものであり、一層の取組を推進します。

また、宮崎県介護給付適正化計画の検討過程において、地域の実情やこれまでの適正化の取組の状況等、意見を積極的に伝えるとともに、策定された介護給付適正化計画に基づき介護給付適正化事業の推進に取り組みます。

## IV 計画の体系







# 第2部

## 各論



## 第1章 高齢者福祉計画

### I 生涯現役で暮らせるまちづくりの推進

#### 1. 高齢者の健康づくりの推進

##### 《現状と課題》

「活動的な85歳」を目標に、高齢者になっても尊厳あるその人らしい生活を送ることができるよう、町民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚を持ち、自発的に生涯にわたる心とからだの健康づくりを継続して実践していくことが必要となります。また、バランスの取れた食生活、適度な運動、十分な休養等、健康的な生活習慣に取り組みよう、健康づくりの意識啓発や健康増進活動を推進し、高齢者の健康づくりを支援します。各事業の実施については、事業効果を評価しながら効果的な事業展開を図ります。

##### 《今後の方向性》

本町では町民一人ひとりが健やかに暮らし、心豊かに健康寿命を延ばしていくことを基本に、ライフステージに応じた健康づくり運動を推進していくためには、生活習慣の改善による疾病の予防を目的とした一次予防の重視や、メタボリックシンドロームの概念を導入した対策を推進しています。健康で活力のある高齢期を過ごしてもらうため、これらの取組を計画的かつ総合的に進めていきます。

介護認定を受けていない方には、基本チェックリストの周知を行い、日々の生活を維持していくために必要な心身の能力が衰えていないかの確認を推進します。また、基本チェックリストによる二次予防事業対象者に対しては、介護予防事業への参加を促進します。

健康診査やがん検診、保健指導等とあわせて、生活習慣病の予防や疾病の早期発見・早期治療により健康の増進を図っていきます。

#### 2. 切れ間ない医療と介護のサービス提供体制づくり

##### 《現状と課題》

地域包括ケアを実現するための必須項目である「医療との連携強化」は、要介護高齢者の在宅生活を支えるために欠かすことはできません。介護サービス、医療サービスなど様々な支援を高齢者の状態に合わせて包括的に切れ目なく提供されるよう、ケアマネジメントを行う必要があります。今後ますます在宅における医療依存

度の高い高齢者の増加が予想される中、在宅医療や訪問看護やリハビリの充実及び強化が求められています。

しかしながら、入院から在宅、施設入所等の高齢者の環境変化に伴う継続的なケアマネジメントが円滑に行われていない側面もあり、地域で暮らし続けるための支援の一貫性が保たれていないという問題点が指摘されています。このため、医療機関並びに施設とのネットワークの強化が課題となっています。また、ケアマネジメントを行うケアマネジャーと医療機関の専門職が連携して支援を行うことが重要となりますが、医療機関の情報が充分伝わっていないことや、互いに多忙などの理由から、情報共有が十分にできないという実態が課題となっています。

#### 《今後の方向性》

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、保健・医療・福祉・介護の各サービスが切れ目なく提供され、医療機関での入院生活から在宅での療養生活が円滑に移行できることが必要です。関係機関との連携を強化し、高齢者が安心して在宅で医療サービスを受けることができる体制の整備に努めます。

なお、地域密着型サービスとして新たに創設された定期巡回・随時対応型訪問介護・看護については、深夜帯の訪問看護利用がほとんどない現状を踏まえ、第6期計画での整備・実施は行わないこととします。

複合型サービスについても、本町においては適切なケアプラン作成や事業所間の連携により、総合的なサービスの提供ができていると考え、第6期計画での整備・実施は行わないこととします。

### 3. 生活支援サービスの充実

#### 《現状と課題》

高齢者のひとり暮らし世帯、夫婦のみ世帯は今後も増加していくことが予想され、閉じこもりなど社会から隔絶された生活を営む高齢者の増加が懸念されています。

このため、高齢者の積極的な社会参加を促進する仕組みづくりを充実させるとともに、地域での見守りや配食、買い物など、介護保険サービスの適用に至らない身の回りの援助への取組が求められており、ニーズにあった多様なサービスの提供と供給の確保に取り組んでいく必要があります。また、安心して生活していくための基盤となる住宅についても、高齢者の生活に対応した住宅の改善や住み替えに配慮した、高齢者に相応しい住まいの計画的な整備が求められています。

今後も、個々のニーズにあったサービスを提供するため、関係機関や民生委員・児童委員などと情報を共有し、連携を強化することが求められています。

### 《今後の方向性》

高齢者のひとり暮らし世帯や要介護高齢者の情報を地域包括支援センターで集約し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、住まいに関する情報や適切な生活支援サービスの提供を行っていきます。また、介護保険法の改正に基づき、新たに創設された「介護予防・日常生活支援総合事業」については、平成27年度当初からの導入は見送り、国のガイドラインや他市町村の導入事例等の把握に努め、導入に向けた検討を進めていきます。

## Ⅱ 高齢者福祉事業

### 1. 在宅サービス

#### (1) 生きがい活動支援通所事業

##### 《事業概要と今後の方向性》

家に閉じこもりがちな高齢者が要介護状態にならないよう、生きがい活動支援通所事業所（総合福祉センター）にて日常動作訓練や趣味活動、入浴、健康指導等を行う事業です。介護給付費の増加が予想される中、介護予防の視点からも重要な事業と考えられます。介護予防に積極的に取り組んでいる方や、対象と思われる方への利用の促進を行います。また、参加者の高齢化も進んでおり、介護保険への移行時期を見きわめながら行っています。

#### (2) 外出支援事業

##### 《事業概要と今後の方向性》

生きがい活動支援通所事業利用者を対象に、利用者宅と生きがい通所事業実施施設との送迎を行う事業です。高齢化により、運転免許証の返納者の増加に伴い、外出支援は今後、一層必要となってきます。安全に外出しやすい環境づくりに努めます。

#### (3) 軽度生活援助事業

##### 《事業概要と今後の方向性》

在宅で身体の虚弱な高齢者に対し、生活援助員を派遣し、食事の支度や洗濯等軽易な日常生活上の援助を行う事業です。利用者の多くがひとり暮らしの高齢者であ

り、人口動態の動向からも、ニーズの高まりが予想されます。住み慣れた地域での生活を支援する観点から、ケアマネジメントに基づくサービスの提供を図ります。また、見守りや地域のネットワークづくりと合わせた制度の構築など、サービス内容の見直しを行っていきます。

#### (4) 配食サービス

##### 《事業概要と今後の方向性》

在宅で調理が困難な高齢者や身体障害者に対し、栄養のバランスのとれた食事を提供するとともに、安否確認を行う事業です。今後、利用者減が予想されますが、低栄養状態にある高齢者を適切な支援に繋げていくためには重要な事業となるため、対象者のニーズを把握して、サービス内容等見直しを行っていきます。また、民生委員・児童委員を中心とした事業の広報を行うなど、新規需要の掘り起こしに努め、事業の継続を図ります。また、地域支援事業（介護保険制度）の新介護予防・日常生活支援事業の生活支援サービス（配食）開始による移行も検討します。

#### (5) 寝具類洗濯乾燥消毒サービス

##### 《事業概要と今後の方向性》

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方を対象に、寝具類の衛生管理のため無料で寝具類の洗濯乾燥消毒を行う事業です。利用者はほぼ横ばいとなっていますが、清潔で健康的な生活を支援していくためには重要な事業です。民生委員・児童委員やケアマネジャー及び地域のボランティア等に協力を求め、事業の広報を行うなど、新規需要の掘り起こしに努め、事業の継続を図ります。

#### (6) 敬老祝い金

##### 《事業概要と方向性》

高齢者に対し敬老祝金を給付することにより、長寿を祝福するとともに、敬老の意を表し、その福祉の増進を図る事業です。今後も継続して事業を行っていきいますが、利用者の増加にあわせて、規模の縮小を視野に入れた検討を進めていきます。

#### (7) くいまーる活用

##### 《事業概要と今後の方向性》

コミュニティの拠点施設のみまたんえきにおいて、町営のコミュニティバス「くいまーる」の運行に合わせた介護予防事業等を実施しています。今後も介護予防事業等の高齢者施策として推進していきます。

## (8) 二次予防事業対象者住宅改修

### 《事業概要と今後の方向性》

二次予防事業対象者と認められた人が、手すりの取り付けなどの改修を行う場合に、その費用の一部を助成する事業です。改修工事については、町内に住所があり、あらかじめ必要な研修を受講した施工事業者が行います。要介護状態への移行を遅らせる上でも、高齢者の居住環境の改善を図ることは効果的であることから、今後も継続して実施していきます。また、改修箇所によっては福祉用具の併用が望ましい場合もあるため、同じ対象者に対する福祉用具の購入補助についても検討を進めていきます。

## 2. 施設サービス

### (1) 養護老人ホーム

#### 《事業概要と今後の方向性》

高齢者のうち、環境上および経済的な理由により居宅での生活が困難な場合に入所する施設です。ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加傾向にあることから、今後対象となる高齢者も増加することが予想されます。低所得者の救済や虐待対策等を含め、養護老人ホームの果たすべき役割を改めて確認し、介護予防の充実、介護サービスの適正な利用並びに特定施設としての整備について検討していきます。また、指定管理者制度による実施について再検討します。

### (2) 総合福祉センター 元気の杜

#### 《事業概要と今後の方向性》

高齢者に憩いの場を提供するとともに、ボランティアをはじめとした各種団体等の活動拠点、趣味・健康管理などの事業や福祉サービスの拠点となる施設です。

児童、社会、高齢者福祉の中核施設として、あらゆる可能性を追求します。要援護者管理システムの導入に伴い、福祉避難所としても有効に活用します。

### (3) 健康管理センター

#### 《事業概要と今後の方向性》

健康診断等による疾病の早期発見、健康相談、各種健康教室の開催などの総合的な保健事業を実施する施設です。乳幼児から高齢者に至るまでの町民全体の心身の健康管理に関する点並びに、児童福祉から社会福祉、高齢者福祉など、福祉課との

連携の強化に取り組みます。また、相互の情報の共有を図ります。

#### (4) みまたんえき

##### 《事業概要と今後の方向性》

創作品の展示スペースや介護予防に係る情報提供、ボランティアによる高齢者向けのミニコンサート等を開催できるよう、本町の駅舎を高齢者が気楽に立ち寄れる沙龙的な場所として整備された施設です。

幼児から高齢者までが気楽に立ち寄れる交流沙龙的な事業を推進していきます。

### 3. 高齢者の社会参加の促進

#### 《現状と課題》

団塊の世代が65歳を迎える中、高齢者がいつまでもいきいきと地域で暮らすことのできる環境づくりは、より一層重要なテーマとなっています。介護等の支援が必要な高齢者ばかりでなく、元気な方が、生きがいや意欲を持って日常生活を送ることは、介護の予防や健康寿命の延伸につながるとともに、町民生活全体に活気をもたらすものです。このため、生涯学習や就労など、高齢者の多様な活動を支援し、社会参加や交流のさらなる促進が必要です。

#### 《今後の方向性》

老人クラブをはじめとする高齢者自身による自主的なグループ活動や生涯学習活動は、いきいき・はつらつとした生活に大いに寄与するものであることから、高齢者が自主的・主体的に取り組むグループ活動を支援していきます。また、地域での支えあいの輪づくりのとして、高齢者の経験や知識の共有が進むような環境づくりのため、地域のサロン等での自主的な活動を支援します。高齢者の就労については、豊富な経験や技術を活かした就業機会を確保するとともに、高齢者が自らの社会参加の拡大と生きがいの充実を図るための事業を実施するシルバー人材センターの活動を、継続して支援します。

#### (1) 老人クラブ活動

##### 《事業概要と今後の方向性》

自主的な地域住民組織であり、高齢者の社会参加等の活動促進により、高齢者の孤独感を解消し、生きがいを高め、社会の中で役割の向上を目的としている事業です。地域交流の場として、あるいは仲間づくりの場として、大切な役割を果たして



いる老人（さんさん）クラブの活動を支援する観点から、加入者の増加に向けた啓発を行うことで、活動への参加を促進します。また、介護予防を踏まえた健康づくり活動の充実やひとり暮らし高齢者に対する声かけ、閉じこもりの予防、認知高齢者への支援など、地域社会を支える活動の充実に向けた支援を行います。

## （2）シルバー人材センター

### 《事業概要と今後の方向性》

法律の規定に基づき設立された公益法人であり、高齢者の能力の活用と雇用の確保、就業を通じた生きがいをづくりを目指している事業です。新たな就業の場の拡充と、会員相互の技術や知識の向上に向けた支援を行います。

## 4. ボランティア活動の促進

### 《現状と課題》

ボランティア活動のしやすい環境づくりやボランティア活動の推進については、社会福祉協議会を中心に行っています。また、ボランティア活動の拠点として、社会福祉協議会内にボランティアセンターを設置し、ボランティアの発掘、育成、情報提供をはじめ、連絡調整等の事業を行っています。さらに、ボランティア連絡協議会等を設置し、障害者や高齢者等の支援ボランティアや学校教育協力ボランティア等の分野において、活発に活動しています。

### 《今後の方向性》

関係機関との連携の中で、ボランティアに対する意識を高め、ボランティア活動の活性化を図るとともに、様々な地域活動においてボランティアの活動の場を広げていくことができるよう支援します。

## 第2章 地域支援事業

### I 元気で暮らせる介護予防の充実

#### I 地域包括ケアシステムの構築に向けて

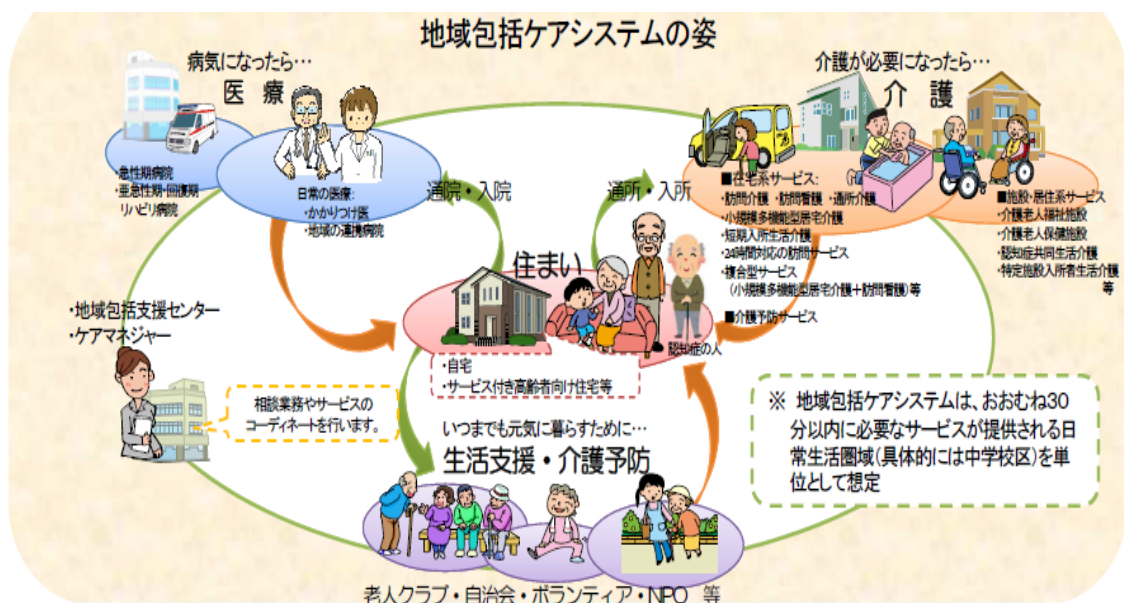
団塊の世代が75歳となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らしを人生の最後まで続けることができるように、住まいや医療・介護・予防・生活支援が一体として提供される地域包括ケアシステムの構築の実現が求められています。

地域包括ケアシステムは、保険者である自治体や県が地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げることを目指すもので、平成24年度から導入された介護予防・日常生活支援総合事業への移行は、3期先を見据えたこの事業構築の一環です。

この事業構築の中で、第6期計画における地域支援事業も、改正された介護保険制度に基づきサービス支援体系が変わり、介護予防・日常生活支援総合事業は、予防給付のうち訪問介護と通所介護が組み込まれ、既存のサービスに加えて、住民ボランティア等による多様なサービスが盛り込まれるようになります。

さらに、事業の推進に当たっては、具体的施策のなかで協議体を設置するなど、各事業者間の連携を図ることが求められます。

このように、地域支援事業は地域包括システムの構築の中で重要な位置付けとなることから、本町においては、新規事業についても順次、準備を進めていきます。

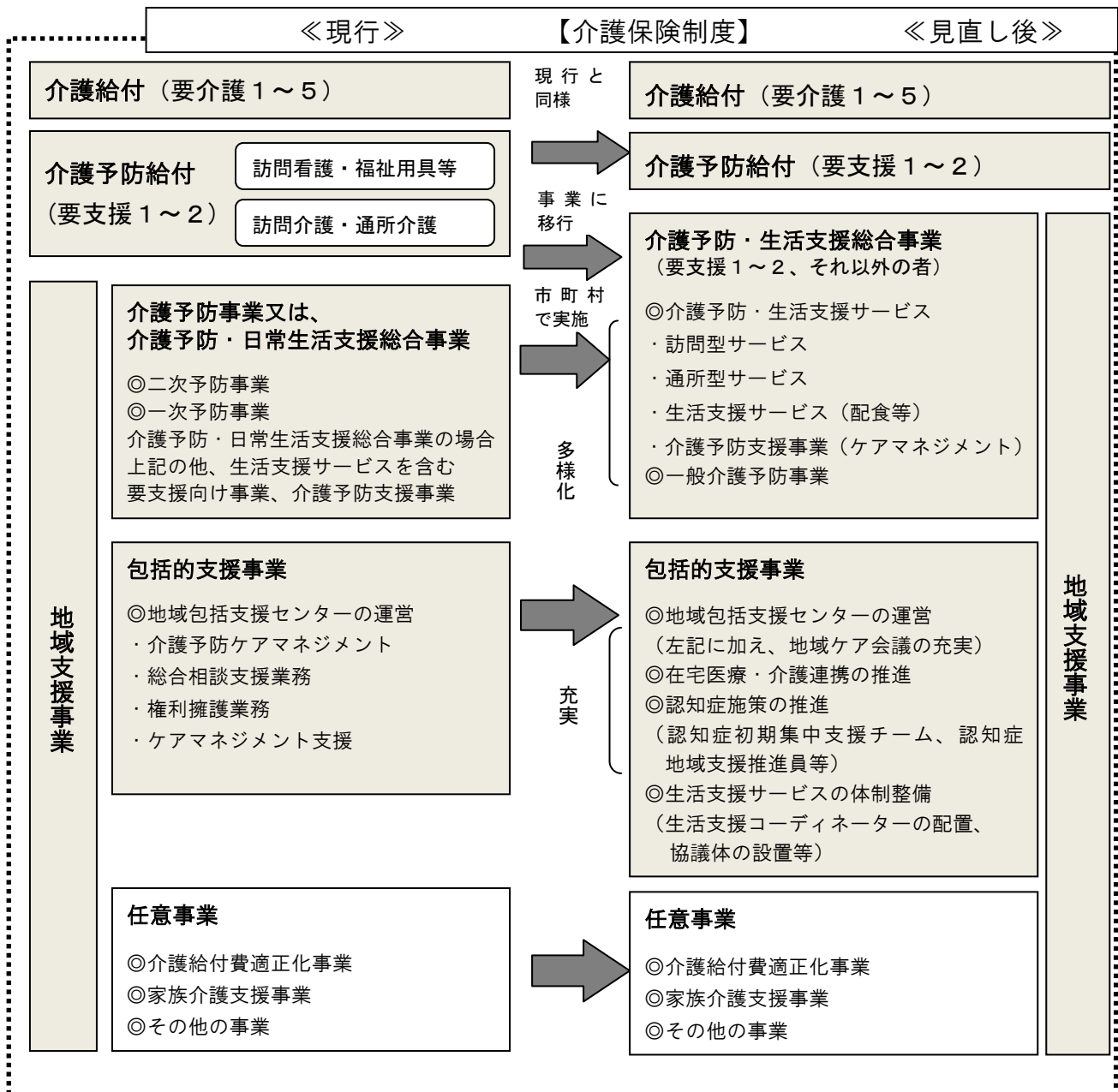


## 2. 地域支援事業の概要

地域支援事業は、高齢者の方が要介護状態・要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態になった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、市町村が行う事業です。

「地域支援事業」の推進に当たっては、下記フローチャートにあるように、第5期計画までの期間は、改正前の介護保険法に基づいた事業を実施してまいりました。今後は、改正介護保険法に基づき、「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行期間を経て実施します。

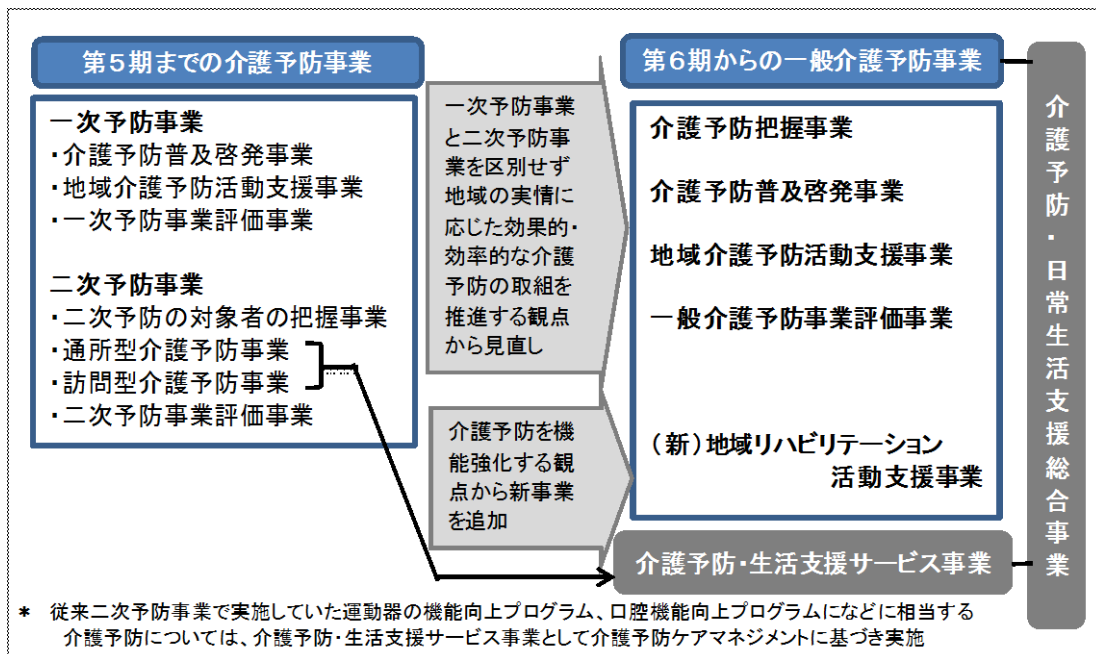
### 《介護予防・日常生活支援総合事業の構成》



## Ⅱ 介護予防・日常生活支援総合事業

現在、本町の実施している介護予防事業は、要支援・要介護になるおそれの高い方を対象とする介護予防事業（二次予防事業）と、全高齢者を対象とする介護予防事業（一次予防事業）があります。事業の内訳として、二次予防事業には、「二次予防対象者の把握事業」、「通所型介護予防事業」、「訪問型介護予防事業」、「二次予防事業評価事業」があり、一次予防事業には、「介護予防普及啓発事業」「地域介護予防活動支援事業」、「一次予防事業評価事業」があります。

今後、第6期計画からの介護予防事業は、移行期間を経て、新たな介護予防・日常生活支援総合事業に移行され、予防給付のうち訪問介護・通所介護については、平成29年度末までに、市町村が地域の実情に応じた取組みができる介護保険制度の地域支援事業へ移行します。総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを旨とするものです。



## 1. 介護予防・生活支援サービス

### (1) 訪問型サービス

#### 《事業概要と今後の方向性》

現在は、二次予防事業の対象者で、特に閉じこもり、うつ、認知機能の低下の恐れがある等、心身の状況等により通所形態による事業への参加が困難な方に対して、保健師、看護師等がその方の居宅を訪問してその生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導等を実施しています。

総合事業では、対象者は制度改正前の要支援者に相当する状態の方となり、平成29年4月の総合事業開始に向けて、現行の介護予防訪問介護相当のサービスのほか、緩和した基準によるサービス、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援など多様なサービスを構築していきます。

### (2) 通所型サービス

#### 《事業概要と今後の方向性》

現在、二次予防事業対象者に「運動機能の向上」「栄養改善」「口腔機能の向上」を目的とした教室を実施しています。

総合事業では、対象者は制度改正前の要支援者に相当する状態の方となり、平成29年4月の総合事業開始に向けて、現行の介護予防通所介護相当のサービスのほか、緩和した基準によるサービス、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービスなど、多様なサービスを構築していきます。

### (3) 生活支援サービス（配食等）

#### 《事業概要と今後の方向性》

要支援者に対して、栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守りを提供するなど、訪問型サービスや通所型サービスと一体的に行われる事業です。

### (4) 介護予防支援事業（ケアマネジメント）

#### 《事業概要と今後の方向性》

地域包括支援センターが中心となって、二次予防事業対象者に対して、適切なケアマネジメントを効率的・効果的に行い、速やかなサービス提供につなげることで、要介護状態等となることを予防するための事業です。

現在、二次予防事業の対象者が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、

介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう援助を実施しています。今後も、効率的な支援方法の検討及びサービス提供後の再アセスメントの実施を検討していきます。

## 2. 一般介護予防事業

### (1) 介護予防把握事業

#### 《事業概要と今後の方向性》

現在は、主に基本チェックリスト（日常生活の状況に関する25項目の質問票）の郵送・回収により要介護状態等になるおそれの高い状態にある二次予防対象者を把握しています。今後は、地域包括支援センター等での相談を通じた把握や、保健師等による健康づくり関連の訪問活動での把握、民生委員等地域の方及び医療機関等関係機関からの情報提供による把握、本人・家族等からの相談による把握等を中心に、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を早期に把握し、早期に介護予防活動へつなげていきます。

### (2) 介護予防普及啓発事業

#### 《事業概要と今後の方向性》

介護予防活動の普及・啓発を行う事業です。介護予防に関するパンフレット等の作成・配布、介護予防に関する出前講座や運動教室等の介護予防教室等を開催し、「運動器の機能向上」、「栄養改善」、「口腔機能の向上」、「認知症・心の健康」など介護予防に関する情報の普及啓発を行っています。今後も、高齢者が身近な地域で介護予防について気軽に学べるよう、地域と連携して出前講座の開催と高齢者の参加促進を図るとともに、自宅でも継続していけるように介護予防パンフレットの配布や実技指導を行うなど、効果的及び多くの方に参加してもらえる普及啓発方法の検討、地域活動組織の育成・支援につながるよう検討していくとともに、介護予防に関する有識者等による講演会や相談会の開催等も検討していきます。

### (3) 地域介護予防活動支援事業

#### 《事業概要と今後の方向性》

高齢者が住み慣れた地域で自立して安心して過ごすためには、社会参加を主眼として、効果的・効率的に多くの方に参加してもらえるような普及啓発方法の検討や、地域活動組織の育成・支援につながる工夫が必要です。

今後も、より多くの高齢者が積極的に参加したいと思えるような多様なメニューを実施し、参加者が教室で学んだことを家族・友人・地域に広められるように、また、参加者同士の交流を図るに留まらず、自主的な取組みにつながるような支援をしていきます。

具体的には、下記の①～③の事業を検討していきます。

- ① 介護予防に関するボランティア等の育成と活動支援
- ② 介護予防に資する地域活動組織の育成及び支援
- ③ 社会参加活動を通じた介護予防に資する地域活動の実施

#### (4) 一般介護予防事業評価事業

##### 《事業概要と今後の方向性》

現在、本町福祉課、地域包括支援センター、受託事業者等が連携して、プロセス評価（事業の実施過程に関わる評価）、アウトプット評価（事業成果の目標を達成するために必要となる事業の実施量に関する評価）、アウトカム評価（事業成果の目標に関する評価）等を実施し、事業の評価・検証に努めています。

今後も、事業参加者数や状態像の変化等に関わるデータを引き続き集積し、評価データの検証及びデータの有効活用を図り、介護予防の効果等の評価・検証に努めます。

#### (5) 地域リハビリテーション活動支援事業（新規事業）

##### 《事業概要と今後の方向性》

介護予防の取組みを機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等による助言等を実施する事業です。地域における介護予防の取組みの機能強化や、高齢者の自立支援に資する取組みを推進するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の憩いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進することが求められており、本町としても積極的に取り組んでいきます。



### Ⅲ 包括的支援事業

現在、実施している包括的支援事業は、地域包括支援センターで実施する下記の4事業です。

1. 介護予防ケアマネジメント事業
2. 総合相談支援事業
3. 権利擁護事業
4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

この事業は、新制度に移行し、下記のように変わります。



#### 【包括的支援事業】

1. 地域包括支援センターの運営（地域ケア会議の充実）
2. 総合相談支援事業
3. 権利擁護事業
4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
5. 在宅医療・介護連携の推進
6. 認知症施策の推進
  - (1) 認知症初期集中支援チームの設置
  - (2) 認知症地域支援推進員の配置（認知症ケアパス）
7. 生活支援サービスの体制整備（生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置等）

このような制度改正に基づき、今後も地域包括支援センターにおいて、地域の関係機関・団体等との連携のもと、包括的支援事業の充実を図ります。

#### 1. 地域包括支援センターの運営

現在、本町では、直営で福祉課内に設置し、要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者を把握するための「二次予防事業対象者の把握」、要支援者ができる限り要介護状態にならないための「介護予防ケアマネジメント」や「総合相談・支援」、虐待防止のための早期発見、成年後見制度の周知などの「権利擁護事業」、「包括的・



継続的ケアマネジメント事業」「予防給付に関するケアマネジメント事業」などの業務を行っています。今後は、新たな制度に基づいて、事業及び機能強化を図るため、職員配置の充実等を検討し、地域包括ケアシステムの中核機関としての位置づけを明確にし、その周知に努めるとともに、医師会や代表者から組織された「地域包括支援センター運営協議会」の意見等を集約し、センターの適切な運営と構成、中立性の確保などを図ります。また、社会福祉法人やボランティア団体等の地域資源を活用しながら、地域包括ケアシステム体制の充実・強化を図ります。

### (1) 総合相談支援業務

#### 《事業概要と今後の方向性》

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用に繋げる等の支援を行うことを目的としています。事業内容として「総合相談窓口業務」「実態把握事業」「地域におけるネットワーク構築」があります。

3職種（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）が十分な機能を発揮できるよう体制の整備及び早期に課題解決につながるような連携体制の構築に努めます。

### (2) 総合相談窓口業務

#### 《事業概要と今後の方向性》

現在、本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な情報把握を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断し、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、実態把握につないでいます。今後も、相談内容に応じた適切な支援ができるよう職員のスキルアップや関係機関との密な連携等相談体制の充実を図り、その周知徹底に努めます。さらに、高齢者に係る総合相談として、サービスに関する情報提供等の初期的相談対応や継続的・専門的な相談支援の充実にも努めるとともに、相談につながない潜在的な支援ニーズへの対応も強化していく必要があるため、これまで構築してきた地域の関係機関・団体等との情報交換をより密にすることで、ネットワーク機能の強化につなげ、支援体制の充実にも努めます。

### (3) 実態把握

#### 《事業概要と今後の方向性》

現在は、総合相談窓口で、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断した家庭を訪問して、高齢者や家族を支援しています。

今後は、様々なネットワークの活用の他、高齢者世帯への定期訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行い、特に地域から孤立している要介護者(支援)者のいる世帯や介護を含めた重層的な課題を抱えている世帯など、支援が必要な世帯を早期に把握し、必要なサービスを提供していきます。

### (4) 地域におけるネットワーク形成事業

#### 《事業概要と今後の方向性》

地域包括支援センターは、支援を必要とする高齢者を見だし、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、さらなる問題の発生を防止するため、介護サービス事業所、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活に関する活動に携わるボランティアなど、地域における様々な関係者のネットワークの構築を図っています。

今後も更なる地域におけるネットワークの構築を実施するとともに、引き続き、認知症高齢者やその家族を見守り、支える事ができる地域づくりを推進するため、認知症に関するパンフレットの配布や説明会・相談会の開催等により、認知症に対する理解促進と、地域での支援ネットワークの強化に努めます。

### (5) 権利擁護事業

#### 《事業概要と今後の方向性》

本町においても、認知症高齢者や高齢者のみの世帯の増加等の要因で、地域住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービスにつながる方法が見つからない等の困難事例の増加がみられます。現在まで、高齢者の虐待等については、本町担当窓口（福祉課、地域包括支援センター）と、関係機関等による情報共有・連携体制の構築を図ってきました。

今後も継続して、困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるように、通報窓口のさらなる周知を図り、虐待等の権利擁護に係る問題の早期発見・早期対応に努めるとともに、「成年後見制度利用支援事業」等の支援制度を活用した利用促進に努めます。

## (6) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

### 《事業概要と今後の方向性》

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく事業です。事業内容としては「包括的・継続的なケア体制の構築」「地域における介護支援専門員のネットワークの活用」「日常的個別指導・相談」「支援困難事例等への指導・助言」があります。今後も、効果的なマネジメントに努めます。

## 2. 地域ケア会議の充実

### 《事業概要と今後の方向性》

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの実現のために、介護保険制度としての位置付けになる地域ケア会議は有効なツールです。

個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築に繋げるなど、地域ケア会議を実行性あるものとして定着・普及させ、地域包括支援センターが開催する地域ケア個別会議により、地域課題を把握や地域づくり・資源開発を行い、政策を形成し、町レベルの会議に繋げていくことが求められています。

## 3. 在宅医療・介護連携の推進

### 《事業概要と今後の方向性》

現在、医療機関による訪問診療や、関係事業者間の連携など、十分であるとは言えません。病気になり、自宅など高齢者が住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を全うするためには、地域の医療・介護の関係機関の連携が不可欠で、包括的・継続的な在宅医療・介護連携の推進が求められます。

今後、医療ニーズや介護ニーズを併せ持つ慢性疾患、認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、当該高齢者が、可能な限り住み慣れた地域において継続して日常生活を営むことができるよう体制の整備を図るとともに、国、県との連携のもと、地域の医師会等と協働して、在宅医療の実施に係る体制の整備や、在宅医療や訪問看護を担う人材の確保・養成を推進します。

#### 4. 認知症施策の推進

##### (1) 認知症初期集中支援チームの設置（新規事業）

###### 《事業概要と今後の方向性》

本町においても認知症高齢者の今後の増加が予測されています。また、国による認知症高齢者の半数は在宅で生活しており、各介護サービスにおいても認知症への対応が求められています。

これまでの対応は、「事後的な対応」に主眼を置いていたため、国の発表では、発見から治療開始までの期間が平均して約9ヶ月かかり、早期対応が遅れることにより認知症の症状が悪化し、行動や心理症状等が生じてから医療機関を受診している例が多く見られました。また、ケアの現場での継続的なアセスメントが不十分であり、適切な認知症のケアが提供できていない状況も見られます。

今後目指すべきケアは、「早期支援機能」と「危機回避支援機能」を整備し、「危機」の発生を防ぐ「早期・事前的な対応」に基本を置き、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができるように、具体的な方策を推進することが必要です。本町では、認知症やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。訪問対象者の把握については、地域包括支援センターと情報共有を図っていきます。

##### (2) 認知症地域支援推進員の配置（新規事業）

###### 《事業概要と今後の方向性》

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療・介護及び生活支援を行う様々なサービスが連携したネットワークを形成し、認知症の人たちにとって効果的な支援を行うことが重要です。そのため、市町村において認知症疾患医療センターや医療機関、介護サービス及び地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担うのが認知症地域支援推進員です。本町においては、すでに認知症地域支援推進員の配置し、今後、具体的事案に沿って実施します。

##### (2) - 1 認知症ケアパスの作成

###### 《事業概要と今後の方向性》

認知症ケアパスとは、「認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」のことです。認知症の方を支えるためには、医療や介護保険の法定サービスにとどまらず、民間サービスや地域住民によるボランティアサービスなど様々なサービスが必要です。

認知症ケアパスが機能するためには、「認知症の人が地域で生活するための基盤づくり」と、「認知症の人への適切なケアマネジメント」が不可欠です。地域で培われてきた認知症の人を支える取組みを地域住民と協議しながら整理し、体系的に分かりやすく示していく必要があります。

認知症高齢者等の介護家族への支援を行うと同時に、認知症ケアの質の向上のために、介護支援専門員や介護保険サービス提供事業所職員に対する研修を積極的に実施します。また、認知症ケアパスの作成及び普及を推進します

## 5. 生活支援サービスの体制整備（新規事業）

### 〈事業概要と今後の方向性〉

今後、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症高齢者の増加が見込まれることにより、地域サロンの開催、見守り・安否確認、外出支援、買い物・調理・掃除などの家事支援、日常生活上の支援が必要になってきます。そのような高齢者が、地域で安心して在宅生活を継続していくために必要となる多様な生活支援サービスを整備していくために、市町村が中心となって、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活用等を通じ、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体の支援・協働体制の充実・強化を図ります。また、介護予防は、その推進に当たり機能回復訓練など的高齢者へのアプローチだけではなく、生活機能全体を向上させ、高齢者を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれた支援が重要であり、地域におけるリハビリテーション専門職等を活用し、高齢者の自立支援に資する取組みを推進することで、要介護状態になっても、高齢者が生きがいを持って生活できる地域の実現を目指します。

#### 生活支援サービスの体制整備の具体化

- a. 生活支援の担い手として社会参加を促す(生活支援サービスコーディネートの配置)
- b. 民間との協働による支援体制も構築する
- c. 多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組みを推進(協議体の設置)

【生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体】 参考例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉協議会

## IV 任意事業

任意事業は、高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、介護保険事業の運営の安定化を図るとともに、被保険者及び要介護被保険者を現に介護する者等に対して必要な支援を行うもので、地域支援事業の理念の基、地域の実情に応じ、市町村独自の発想や創意工夫した形態で実施されます。任意事業は制度の趣旨に合致すれば多様な事業が展開できる事業です。本町では、下記の事業を地域支援事業の任意事業と位置づけて実施します。事業内容としては「家族介護支援事業」「地域自立生活支援事業（緊急通報システム貸与事業）」「介護給付費適正化事業」「成年後見制度利用支援事業」「住宅改修支援事業（住宅改修理由書作成等助成）」等があります。

### 1. 家族介護支援事業

#### (1) 認知症サポーター養成事業

##### 《事業概要と今後の方向性》

現在まで、本町では、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域をつくっていくために、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において認知症の人や家族を支援する<sup>※1</sup>認知症サポーターを養成しています。

今後は、個人向けの講座も積極的に開催するなど、養成対象者の拡大を図るほか、<sup>※2</sup>キャラバン・メイトと認知症サポーター相互の情報交換を行う組織を構築していくことや、介護者と認知症サポーターとの交流促進などに努めます。

「<sup>※1</sup>認知症サポーター」とは、認知症について正しく理解し、認知症の方や家族を温かく見守る応援者です。

「<sup>※2</sup>キャラバン・メイト」とは、「認知症サポーター養成講座」の講師役で、市町村の主催する専門の研修を受講し、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法等を習得した方です。

#### (2) 家族介護継続支援事業

##### ①ねたきり老人等介護手当

##### 《事業概要と今後の方向性》

在宅で要介護4・5の高齢者を月に20日以上介護している家族に対し、介護手当を支給することにより、家族のやすらぎと福祉の向上を目指す事業です。ニーズの把握など事業継続のための調査等を実施し、事業継続の可能性について検討していきます。

## ②介護用品支給事業

## 《事業概要と今後の方向性》

施設等介護の利用が15日未満の要介護度4・5の非課税世帯の高齢者を、在宅で介護している家族に対して、毎月6,000円(年額72,000円)のクーポン券を支給し、介護する家族の心身の負担軽減を図り、介護者を継続的に支援する事業です。要介護高齢者が必要とするものを支給し、支援の幅を広げていきます。また、サービスの公平性を確保する観点から、対象者の範囲や支給額等について検討を進めます。

## ③家族介護慰労金支給事業

## 《事業概要と今後の方向性》

要介護度4・5で、年に通算7日以内の短期入所以外は介護給付を受けていない高齢者を介護している非課税世帯の家族に対して、家族介護慰労金を支給し、介護する家族の身体的、精神的及び経済的負担の軽減を図る事業です。ニーズの把握など事業継続のための調査等を実施し、事業継続の可能性について検討していきます。

## 2. 介護給付費用適正化事業

## 《事業概要と今後の方向性》

介護(予防)給付について真に必要な介護サービス以外の不要なサービスが提供されていないかの検証、本事業の主旨の徹底や良質な事業展開のために必要な情報の提供等、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付等に要する費用の適正化のための事業です。事業内容としては、「介護給付費通知」「住宅改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「ケアプランの点検」「認定調査状況チェック」等です。

今後、介護給付費用の適正化は、介護サービスを見直し、公平な給付水準の確率、介護保険料の負担の適正化にもつながることから、さらに体制の整備に努めていきます。

### 3. その他の事業

#### (1) 地域自立生活支援事業（緊急通報システム貸与事業）

##### 《事業概要と今後の方向性》

日常生活に不安のあるひとり暮らしや高齢者のみの世帯等に対し、緊急通報システムを貸与することにより緊急事態の発生時に適切に対処するとともに、安否確認や各種相談を行う事業です。利用者の評価が高いことから、操作等の適切な指導の徹底を図るとともに、民生委員・児童委員などへの広報等を通じた相談件数の増加への対応を図ります。また、新たなニーズに対応できるよう、貸与条件の見直しを検討していきます。あわせて、高齢者の生活全般を支える日常的な見守りを地域でシステム化し、住民によるネットワークの形成を支援していきます。

#### (2) 成年後見制度利用支援事業

##### 《事業概要と今後の方向性》

平成24年12月から開始した事業で、低所得の高齢者に係る成年後見人制度の申立てに要する経費や成年後見人等の報酬の助成等、認知症高齢者等が成年後見制度を利用するにあたって必要となる支援を行う事業です。認知症高齢者が後見、補佐及び補助を利用するにあたり、その支援を行うことにより、認知症高齢者がその有する能力を活用し、自らが希望する自立した日常生活を営むことができる環境を整備することが大切です。今後も高齢者の権利擁護対策の一環として必要な事業であるため、広報等を通じた事業の周知を図るとともに、地域包括支援センターや地域の関係機関等と連携して、利用者の把握と利用促進に努め、継続して実施します。

#### (3) 住宅改修支援事業（住宅改修理由書作成等助成）

##### 《事業概要と今後の方向性》

福祉用具・住宅改修に関する相談助言・情報提供をしています。住宅改修費の支給の申請に係る必要な書類及び必要な理由がわかる書類を作成した場合の経費の助成を行い、住宅改修事業の適切な利用を支援しています。今後も適切な相談助言・情報提供ができるよう努めます。



## 第3章 介護保険事業計画

### I 適正な介護保険サービスの提供

#### 1. 情報提供の充実及び介護サービス職員の資質向上

##### 《現状と課題》

高齢化の進行、特に要介護認定率が高い75歳以上の高齢者の増加により、今後、介護保険サービスへの需要は益々高まることが予想されます。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう適正な介護サービスの質の向上を今後も図っていく必要があります。

##### 《今後の方向性》

事業者への研修支援や人材の安定確保支援、指導・監督を通して介護サービスの質の向上に努めるとともに、地域資源の効果的な活用についても事業者への働きかけに努めます。また、地域主権改革による権限委譲に伴う指導・監督の適正な実施に努めます。

#### 2. 要介護認定の適切な運営

##### 《現状と課題》

要介護認定者数は一定の伸びはあるものの、認定調査員が適切な要介護認定調査を行うことで、介護給付の適正化に貢献しています。

##### 《今後の方向性》

公平・公正で適切な要介護認定を行うために、必要に応じて対象者の日頃の心身の状態などを的確に説明できる同席者を求め、生活に支障のある障害の状態や、コミュニケーション、理解力（認知）の状況について、審査・判定に正しく反映させる取組を、引き続き推進します。

また、認定調査員の実施研修や事例研修等を強化し、調査員の資質の向上を通して、適切な要介護認定が図られるよう努めます。

### 3. 健全な保険財政の運営

#### 《現状と課題》

介護保険制度の定着と高齢化の進展に伴い、今後も保険給付費の増加が見込まれます。介護保険の保険給付費および地域支援事業費の財源は、被保険者が納めた保険料と町・県・国がそれぞれ定められた割合を負担する介護給付費負担金によって構成されています。増加する保険給付費に対し、将来を見据えた財政運営として、保険料の適切なバランスを保ちつつ、今後の高齢者数や生活スタイルの変化に対応していくことが強く求められています。

#### 《今後の方向性》

負担と給付を明確にし、そのバランスを図り、公平で公正な負担に基づき制度を運営します。本町においては、第1号被保険者の保険料収納率を引き続き維持できるよう、滞納者には納付の働きかけを進めていき、滞納者の出現を抑えます。

## Ⅱ 介護サービス等の状況と見込み量

### 1. 居宅介護サービス・介護予防サービス

#### (1) 訪問介護・介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）

訪問介護員（ホームヘルパー）等が家庭を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話を行うサービスです。

#### 《 訪問介護・介護予防訪問介護 》

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
回数（年/回）	39,101	38,253	28,004	38,684.4	39,686.4	39,753.6
予防給付（回）	—	—	—	—	—	—
介護給付（回）	39,101	38,253	33,212	38,684.4	39,686.4	39,753.6
人数（年/人）	2,650	2,714	2,940	2,736	2,856	1,860
予防給付（人）	739	800	926	960	1,056	0
介護給付（人）	1,911	1,914	2,014	1,776	1,800	1,860

#### (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

要介護者の家庭を、看護師等が移動入浴車で訪問し、入浴の介護を行うサービスです。

#### 《 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 》

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
回数（年/回）	579	470	550	912	1,452	2,137.2
予防給付（回）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護給付（回）	579	470	550	912	1,452	2,137.2
人数（年/人）	90	74	88	108	144	192
予防給付（人）	0	0	0	0	0	0
介護給付（人）	90	74	88	108	144	192

(3) 訪問看護・介護予防訪問看護

要介護者の家庭を看護師等が訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理等を行うサービスです。

《 訪問看護・介護予防訪問看護 》

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
回数(年/回)	1,778	1,888	1,330	1,677.6	1,731.6	1,984.8
予防給付(回)	5	85	68	260.4	358.8	452.4
介護給付(回)	1,773	1,803	1,262	1,417.2	1,372.8	1,532.4
人数(年/人)	231	227	249	276	312	372
予防給付(人)	1	14	21	84	108	144
介護給付(人)	230	213	228	192	204	228

(4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問し、心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援を目的に、必要なリハビリテーションを行うサービスです。

《 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション 》

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
回数(年/回)	982	800	538	650.4	836.4	1,006.8
予防給付(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
介護給付(回)	982	800	538	650.4	836.4	1,006.8
人数(年/人)	94	70	88	60	72	84
予防給付(人)	0	0	0	0	0	0
介護給付(人)	94	70	88	60	72	84

**(5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導**

病院や診療所の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理、指導を行うサービスです。

## 《 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 》

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人数（年/人）	109	79	88	132	192	252
予防給付（人）	4	0	0	0	0	0
介護給付（人）	105	79	88	132	192	252

**(6) 通所介護・介護予防通所介護**

デイサービスセンター等で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。

## 《 通所介護・介護予防通所介護 》

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
回数（年/回）	42,543	54,121	57,973	58,047.6	60,390.0	60,301.2
予防給付（回）	—	—	—	—	—	—
介護給付（回）	42,253	54,151	57,953	58,047.6	60,390.0	60,301.2
人数（年/人）	4,795	5,600	5,966	5,592	5,652	3,972
予防給付（人）	1,403	1,580	1,633	1,620	1,620	0
介護給付（人）	3,392	4,020	4,333	3,972	4,032	3,972

(7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院、診療所で、心身機能の維持回復及び日常生活の自立支援等を目的とするリハビリテーションを行うサービスです。

《 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 》

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
回数（年/回）	15,293	10,583	11,874	11,815.2	11,130.0	10,864.8
予防給付（回）	—	—	—	—	—	—
介護給付（回）	15,293	10,583	11,874	11,815.2	11,130.0	10,864.8
人数（年/人）	2,181	1,609	1,747	1,536	1,344	1,188
予防給付（人）	588	458	469	396	336	264
介護給付（人）	1,593	1,151	1,278	1,140	1,008	924

(8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

介護者の事情により居宅での介護が困難になった際に、施設に一定期間入所し、入浴・食事・排泄などの介護や日常生活の世話、機能訓練などを受けるサービスです。

《 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 》

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
日数（年/日）	6,311	6,404	7,031	11,088.8	14,667.6	20,774.4
予防給付（日）	3	97	25	0.0	0.0	0.0
介護給付（日）	6,308	6,307	7,006	11,088.8	14,667.6	20,774.4
人数（年/人）	566	580	644	744	888	1,152
予防給付（人）	2	11	4	0	0	0
介護給付（人）	564	569	640	744	888	1,152

## (9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（老健）

介護者の疾病や出産、社会的行事、休養や旅行等の理由により一時的に介護が困難になった場合、短期間、介護老人福祉施設等で、食事、入浴などの介護や機能訓練を行うサービスです。

## 《 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 》（老健）

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
日数（年/日）	283	269	500	902.4	1,332.0	1,870.8
予防給付（日）	9	0	0	0.0	0.0	0.0
介護給付（日）	274	269	500	902.4	1,332.0	1,870.8
人数（年/人）	65	52	77	180	252	336
予防給付（人）	1	0	0	0	0	0
介護給付（人）	64	52	77	180	252	336

## (10) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（病院等）

介護療養型医療施設等に短期間入所し、当該施設において、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うサービスです。

## 《 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 》（病院等）

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
日数（年/日）	8	17	0	0.0	0.0	0.0
予防給付（日）	0	0	0	0.0	0.0	0.0
介護給付（日）	8	17	0	0.0	0.0	0.0
人数（年/人）	1	3	0	0	0	0
予防給付（人）	0	0	0	0	0	0
介護給付（人）	1	3	0	0	0	0

(11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練のための用具を貸与するサービスです。

《 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与 》

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人数(年/人)	3,362	3,661	4,170	4,752	5,424	6,084
予防給付(人)	591	659	734	828	912	996
介護給付(人)	2,771	3,002	3,436	3,924	4,512	5,088

(12) 特定福祉用具購入費・介護予防特定福祉用具購入費

要介護者の日常生活上の自立を助ける用具のうち、貸与になじまない排せつ・入浴に関する用具について、その購入費用の一部を支給します。

《 特定福祉用具購入費・介護予防特定福祉用具購入費 》

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人数(年/人)	94	94	98	96	84	72
予防給付(人)	31	31	27	36	36	36
介護給付(人)	63	63	71	60	48	36

(13) 住宅改修費・介護予防住宅改修

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく、費用の一部を支給します。

《 住宅改修費・介護予防住宅改修 》

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人数(年/人)	114	104	113	108	132	156
予防給付(人)	47	35	49	60	72	84
介護給付(人)	67	69	64	48	60	72



**(14) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護**

介護保険上の指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホーム等で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を行うサービスです。

## 《 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 》

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人数（年/人）	302	338	409	624	792	1,008
予防給付（人）	45	32	46	48	60	72
介護給付（人）	257	306	369	576	732	936

**2. 地域密着型サービス・介護予防地域密着型サービス****① 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護**

認知症の要介護者等を対象に、デイサービスセンター等で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けることができるサービスです。

## 《 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 》

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
回数（年/回）	198	195	244	33.6	0.0	0.0
予防給付（回）	0	0	0	0.0	0.0	0.0
介護給付（回）	198	195	244	33.6	0.0	0.0
人数（年/人）	12	12	12	0	0	0
予防給付（人）	0	0	0	0	0	0
介護給付（人）	12	12	12	0	0	0

## ②認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要介護者等が共同で生活できる場で、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等を受けることができるサービスです。介護給付費の伸び及び介護療養病床を有する医療機関の転換の意向と住民の要望の勘案・調整のうえ、第6期計画期間中に1ユニットの整備を検討します。

《 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護 》

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人数（年/人）	571	584	624	624	660	720
予防給付（人）	0	0	6	0	0	0
介護給付（人）	571	584	618	624	660	720

## ③その他の地域密着型サービス

### ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問会が看護は、重度者を始めとした要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を一体的に又それぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行うサービスで、平成24年度より創設された事業です。

### ②夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、夜間において要介護者宅を、定期的に巡回訪問することにより、または通報を受け、その方の居宅に置いて介護福祉士等により行われる入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話を行う事業です。

### ③地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、入所定員が29人以下の特別養護老人ホームであって、当該施設に入所する要介護者に対し、サービスの内容等を定めた計画に基づき行われる入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う事業です。第6期計画期間中に2箇所の整備を計画します。

**④ 地域密着型特定施設入居者生活介護**

地域密着型特定施設入居者生活介護は、有料老人ホーム等であり、その入居者が要介護者、その配偶者等に限られる施設（介護専用型特定施設）で、かつその入居定員が29人以下である施設に入居している要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う事業です。

**⑤ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居住介護**

小規模多機能型居宅介護は、「通い」を中心に、利用者の様態に応じて一定期間の「泊まり」や「訪問」を組み合わせ提供するサービスです。

**⑥ 複合型サービス**

小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ提供する複合型事業所を創設し、医療ニーズの高い要介護者に対応したサービスで、平成24年度から創設された事業です。

**⑦ 地域密着型通所介護（仮称）**

利用定員18人以下の小規模の通所施設で、日常生活上の支援や生活機能訓練などが日帰りで受けられます。制度改正により、通所介護のうち、定員18人以下の小規模な通所介護事業所が、平成28年4月から地域密着型サービスに移行されることとなります。

**3. 施設サービス****① 介護老人福祉施設**

介護が必要で、自宅での介護が困難な方に、食事・入浴・排泄等の介助、その他、機能訓練や健康管理等を行う施設サービスです。

## 《 介護老人福祉施設 》

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用人数（年/人）	1,341	1,299	1,321	1,284	1,284	1,284

### ②介護老人保健施設

病状が安定し、看護や介護が必要な方が入所し、医療的な管理の下で介護や機能訓練、さらに日常生活をおくる上で必要な介助などを行う施設サービスです。

#### 《 介護老人保健施設 》

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用人数（年/人）	782	804	842	840	840	840

### ③介護療養型医療施設

急性期治療が終わり、長期療養が必要とされる方が入所し、医療的管理に沿った療養、看護する施設サービスです。

#### 《 介護療養型医療施設 》

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
利用人数（年/人）	157	116	96	84	84	84

## 4. 居宅介護支援・介護予防支援

居宅介護支援事業所のケアマネジャーが中心となって、ケアプランを作成するほか、利用者が安心してサービスを利用できるよう支援するサービスです。

#### 《 居宅介護支援・介護予防支援 》

	第5期計画実績			第6期計画見込量		
	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
人数（年/人）	8,202	8,449	8,781	9,036	9,072	9,228
予防給付（人）	2,510	2,624	2,720	2,844	2,916	2,952
介護給付（人）	5,692	5,825	6,061	6,192	6,156	6,276

## 第4章 将来人口推計と介護保険事業費の見込み

### I 将来人口推計

人口推計は、住民基本台帳より1年ごと1歳別のコーホート変化率法により推計しました。出生数は婦人子ども比及び、出生数の男女比は過去5年間の平均を使用しています。

#### 1. 総人口と高齢化率の推移と推計

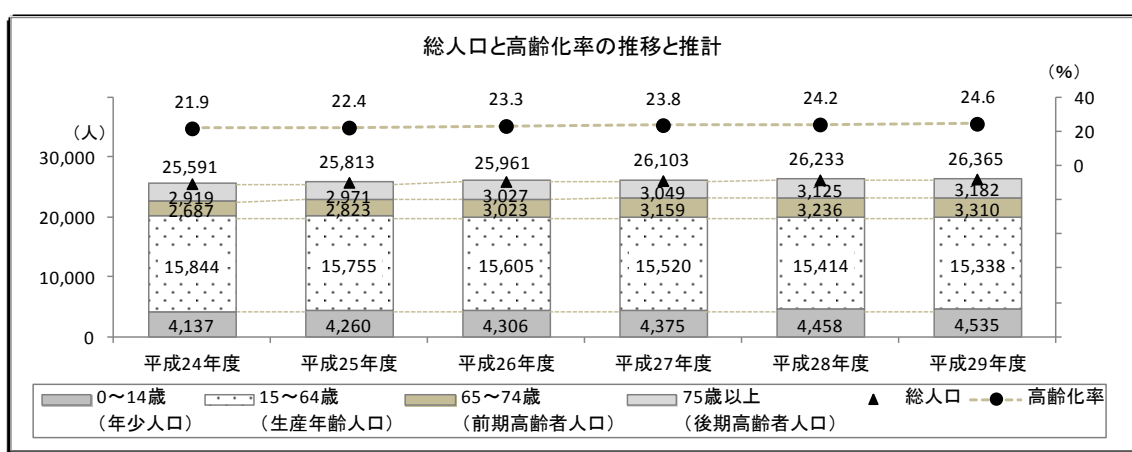
平成26年度に比べ、平成29年度までの総人口は、毎年140人前後の増加が続きます。0～14歳の年少人口と65歳以上の高齢者人口は増加傾向にありますが、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあります。高齢者人口は、平成26年度6,050人から、平成29年度は6,492人と推計されます。高齢化率は平成26年度23.3%から平成29年度は24.6%と、1.3%増加と推計されます。

総人口と高齢化率の推移と推計

単位：人・%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総人口	25,591	25,813	25,961	26,103	26,233	26,365
0～14歳	4,137	4,260	4,306	4,375	4,458	4,535
15～64歳	15,844	15,755	15,605	15,520	15,414	15,338
65～74歳	2,687	2,823	3,023	3,159	3,236	3,310
75歳以上	2,919	2,971	3,027	3,049	3,125	3,182
高齢化率	21.9	22.4	23.3	23.8	24.2	24.6

\*人口の推移：平成24～平成26年は住民基本台帳，平成27年以降はコーホート変化率による人口推計値  
・各年4月1日現在



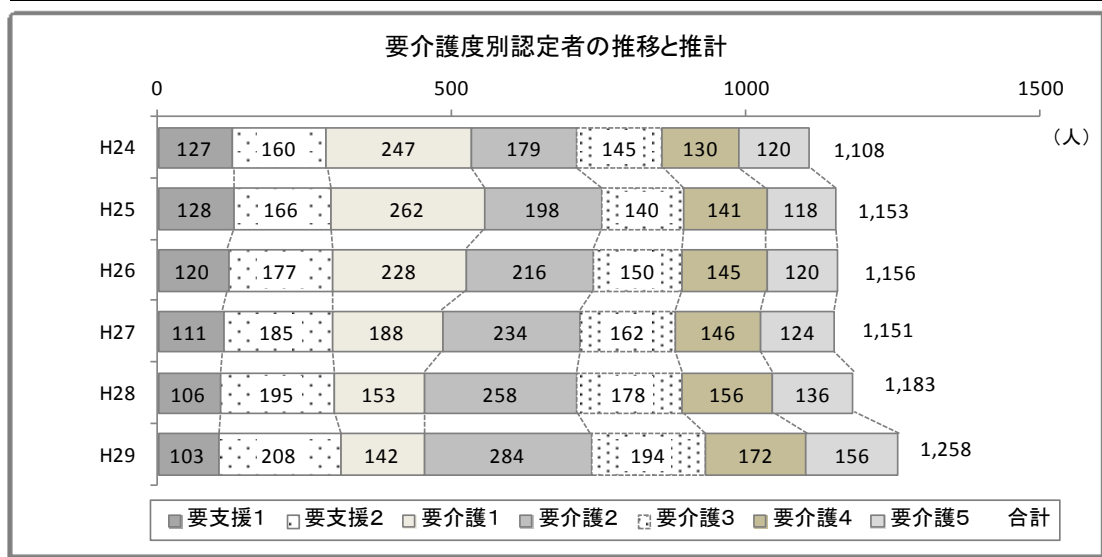
## 2. 要介護（要支援）認定者の推移と推計

介護度別認定者の推計は、平成26年度1,156人から平成29年度は1,258人と102人の増加と推計されます。介護度別でみると、要介護2が216人から284人、要介護度3が150人から194人と増加人数が多く、それぞれの介護度からランクの上がる認定者が多くなると推計されます。

要介護（要支援）認定者の推移と推計

単位：人・%

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
要支援1	127	128	120	111	106	103
	11.5	11.1	10.4	9.7	9.0	8.2
要支援2	160	166	177	185	195	208
	14.4	14.4	15.3	16.0	16.5	16.5
要介護1	247	262	228	188	153	142
	22.3	22.7	19.7	16.3	13.0	11.3
要介護2	179	198	216	234	258	284
	16.2	17.2	18.7	20.4	21.8	22.6
要介護3	145	140	150	162	178	194
	13.1	12.1	13.0	14.1	15.0	15.4
要介護4	130	141	145	146	156	172
	11.7	12.2	12.5	12.7	13.2	13.6
要介護5	120	118	120	124	136	156
	10.8	10.2	10.4	10.8	11.5	12.4
合計	1,108	1,153	1,156	1,151	1,183	1,258



## Ⅱ 介護保険給付費等の推計

### 1. 介護予防サービス総給付費の推計

平成27年度から平成29年度までの介護予防サービスの総給付費の推計額は以下のとおりです。

介護予防サービス総給付費の推計

単位：円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
<b>介護予防サービス</b>			
介護予防訪問介護	17,908,959	19,347,153	0
介護予防訪問入浴介護	0	0	80,000
介護予防訪問看護	795,589	1,078,225	1,358,512
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0
介護予防通所介護	50,561,975	49,912,224	0
介護予防通所リハビリテーション	14,832,962	11,764,566	8,578,887
介護予防短期入所生活介護	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	5,448,156	6,007,037	6,603,905
特定介護予防福祉用具購入費	694,264	681,056	662,891
介護予防住宅改修	3,333,260	3,625,758	4,198,450
介護予防特定施設入居者生活介護	2,332,405	2,787,398	3,278,609
<b>地域密着型介護予防サービス</b>			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0
介護予防地域密着型通所介護（仮称）	0	0	0
介護予防支援	11,916,864	12,050,008	12,167,633
予防給付費計（A）	107,824,435	107,253,424	36,848,887

\* 第6期介護給付等対象サービスの見込み量及び保険料の推計手順（ワークシート）より推計

## 2. 介護サービスの総給付費の推計

平成27年度から29年度までの介護サービスの総給付費の推計額は以下の通りです。

介護サービス総給付費の推計

単位：円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
<b>居宅サービス</b>			
訪問介護	101,679,304	101,938,477	100,277,724
訪問入浴介護	6,285,007	8,153,931	9,922,726
訪問看護	7,762,789	7,961,668	9,099,177
訪問リハビリテーション	1,690,513	2,147,266	2,595,962
居宅療養管理指導	1,128,956	1,537,988	1,980,610
通所介護	453,800,456	481,111,675	484,556,206
通所リハビリテーション	94,252,813	85,868,159	80,391,347
短期入所生活介護	96,420,054	127,948,820	183,956,833
短期入所療養介護（老健）	7,095,084	10,013,952	13,546,622
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0
福祉用具貸与	53,384,096	62,182,374	69,802,323
特定福祉用具購入費	2,495,409	1,111,337	720,853
住宅改修費	9,736,054	13,024,656	17,203,197
特定施設入居者生活介護	110,140,049	140,485,625	180,688,816
<b>地域密着型サービス</b>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0
夜間対応型通所介護	0	0	0
認知症対応型通所介護	385,736	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	140,178,166	145,390,162	157,951,964
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0
地域密着老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0
複合サービス	0	0	0
地域密着型通所介護（仮称）	0	0	0
<b>介護保険施設サービス</b>			
介護老人福祉施設	311,482,393	306,719,107	306,719,107
介護老人保健施設	220,618,866	217,245,093	217,245,093
介護療養型医療施設	23,947,625	23,581,411	23,581,411
居宅介護支援	76,337,381	75,432,683	76,880,861
介護給付費計（A）	1,718,820,751	1,811,854,383	1,937,120,832

\* 第6期介護給付等対象サービスの見込み量及び保険料の推計手順（ワークシート）より推計



### 3. 総給付費等の推計

平成27年度から平成29年度までの介護サービス及び介護予防サービスの総給付費の推計額は以下のとおりです。

総給付費の推計

単位：

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
総給付費合計 (C) = (A) + (B)	1,826,645,187	1,919,107,807	1,973,969,720

\* 第6期介護給付等対象サービスの見込み量及び保険料の推計手順（ワークシート）より推計

利用者の自己負担分を除いた標準給付費の見込額は、介護給付費合計と介護予防給付費合計に高額介護サービス給付費、高額医療合算介護サービス給付費、特定入所者生活介護サービス等の費用、審査支払手数料を合計した額になります。

第6期介護保険事業の標準給付費見込額は、3年間で約60億1,500万となります。さらに介護予防を進めるため、地域支援事業の見込額約2億2,500万を標準給付見込額に加え、保険者として給付に要する費用を算定しています。

標準給付費及び地域支援事業費の推計

単位：円

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
介護給付費と予防給付費の合計 (A)	1,820,851,815	1,909,747,825	1,964,273,065	5,694,872,705
特定入居者介護サービス等費等 (B)	64,573,694	59,382,403	58,643,334	64,573,694
高額介護サービス費等給付費 (C)	36,000,000	36,000,000	36,000,000	108,000,000
高額医療合算介護サービス給付費(D)	8,000,000	8,000,000	8,000,000	24,000,000
算定対象審査支払手数料 (E)	1,028,600	2,363,000	2,363,000	5,754,600
標準給付費見込額 (A)+(B)+(C)+(D)+ (E)	1,930,454,109	2,015,493,228	2,069,279,399	6,015,226,736
地域支援事業費 (F)	50,000,000	50,000,000	124,957,000	224,957,000
合計 (A)+(B)+(C)+(D)+(E)+ (F)	1,980,454,109	2,065,493,228	2,194,236,399	6,240,183,736

\* 第6期介護給付等対象サービスの見込み量及び保険料の推計手順（ワークシート）より推計

\* (A) は一定以上所得者負担の調整後の金額です。

地域支援事業費の内訳

単位：・%

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
介護予防・日常生活支援総合事業費	27,675,000	27,675,000	102,632,000
包括的支援事業・任意事業	22,325,000	22,325,000	22,325,000
合計	50,000,000	50,000,000	124,957,000

\* 第6期介護給付等対象サービスの見込み量及び保険料の推計手順（ワークシート）より推計

### Ⅲ 介護保険料の推計

介護保険事業費及び第1号被保険者保険料は、計画期間（平成27年～29年度）における第1号被保険者数及び要介護（支援）認定者数、介護保険サービス及び地域支援事業に係る費用の見込み等をもとに算定します。

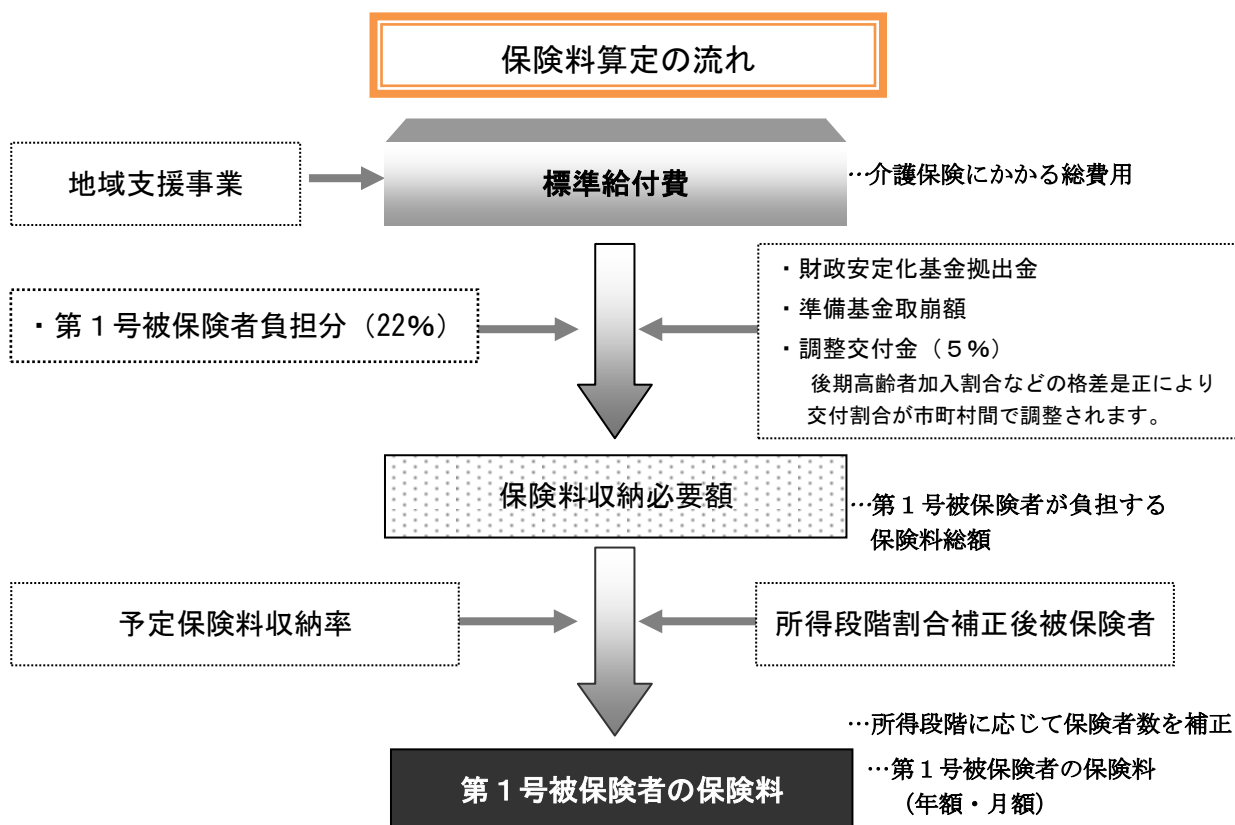
#### 1. 介護保険料のしくみ

介護保険制度は、市町村を保険者として、「高齢者の介護」を社会保険の仕組みにより支えるものであり、65歳以上の高齢者は第1号被保険者として、費用の22%を負担することになります。残りの78%については、第1号被保険者の保険料負担が過大なものとならないよう、国、県及び市町村の負担金、国の調整交付金（注）並びに医療保険者からの介護給付費交付金（第2号被保険者：40～64歳の保険料）により賄うことになっています。

注）調整交付金：市町村の努力では対応できない後期高齢者の加入割合や所得段階の分布状況など、第1号被保険者の保険料の全国格差を是正するための交付金。

#### 2. 算定の方法

第1号被保険者の保険料の算定は、次のとおりです。



## 3. 介護保険料推計

第6期（平成27年度～平成29年度）の第1号被保険者の介護保険料推計は以下のとおりです。

第1号被保険者の介護保険料推計

単位：円 %

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	合計
標準給付費見込額 (A)	1,930,454,109	2,015,493,228	2,069,279,399	6,015,226,736
地域支援事業見込額 (B)	50,000,000	50,000,000	124,957,000	224,957,000
第1号被保険者負担分相当額 (C)	435,699,904	454,408,510	482,732,008	1,372,840,422
調整交付金相当額(D)	96,522,705	100,774,661	108,595,570	305,892,937
調整交付金見込交付割合 (E)	7.22%	7.05%	6.76%	
後期高齢者加入割合補正係数 (F)	0.9839	0.9923	1.0066	
所得段階別加入割合補正係数(G)	0.9140	0.9140	0.9140	
調整交付金見込額(I)	139,379,000	142,092,000	146,821,000	428,292,000
財政安定化基金拠出金見込額 (J)				
財政安定化基金拠出率	0.000%			
財政安定化基金償還金				
準備基金の残高 (H26年度末見込額)				25,142,235
準備基金取崩額				
審査支払手数料1件あたり単価	37.00	85.00	85.00	
審査支払手数料支払件数	27,800件	27,800件	27,800件	
審査支払手数料差引額 (K)				
市町村特別支給額				
市町村相互財政安定化事業負担額				
市町村相互財政安定化事業交付額				
保険料収納必要額				
予定保険料収納率 (L)	99.00%			
介護保険料基準額				
年額保険料				
月額保険料				

\* 第6期介護給付等対象サービスの見込み量及び保険料の推計手順（ワークシート）より推計

#### 4. 所得段階別対象者

所得段階別対象者は以下のとおりです。

所得段階別対象者の条件

所得段階	対象者
第1段階	生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方、及び世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円以下の方
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、上記以外の方
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第5段階	【基準額】 世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、上記以外の方
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方

所得段階別対象者数の推計

単位：人・%

所得段階	基準所得金額	平成27年度		平成28年度		平成29年度		基準額に対する割合
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	
第1段階		1,324人	21.2%	1,357人	21.2%	1,388人	21.2%	0.50
第2段階		976人	15.6%	1,000人	15.6%	1,023人	15.6%	0.75
第3段階		731人	11.7%	749人	11.7%	767人	11.7%	0.75
第4段階		591人	9.5%	606人	9.5%	620人	9.5%	0.90
第5段階		760人	12.2%	799人	12.2%	797人	12.2%	1.00
第6段階		802人	12.8%	821人	12.8%	840人	12.8%	1.20
第7段階	1,200,000	579人	9.3%	594人	9.3%	607人	9.3%	1.30
第8段階	1,900,000	281人	4.5%	287人	4.5%	294人	4.5%	1.50
第9段階	2,900,000	207人	3.3%	213人	3.3%	217人	3.3%	1.70

## IV 第1号被保険者の介護保険料

### 1. 第1号被保険者の段階別介護保険料

第6期計画（平成27年度～平成29年度）の第1号被保険者の介護保険料は以下のとおりです。

第1号被保険者の段階別介護保険料

単位：円

	基準額に対する割合	介護保険料（年額）	介護保険料（月額）
第1段階	0.50		
第2段階	0.75		
第3段階	0.75		
第4段階	0.90		
第5段階	1.00		
第6段階	1.20		
第7段階	1.30		
第8段階	1.50		
第9段階	1.70		

※この各段階の介護保険料は、現段階のものであり、今後、国の指針やサービス量の精査により変更があります。

本町では、国の取組み内容を踏まえながら、低所得者の負担に配慮しつつ、負担能力に応じて介護保険料を賦課するよう、所得段階や基準額に対する乗率の見直し等を行います。

## V 2025年（平成37年度）のサービス水準等の推計

2025年（平成37年度）には団塊の世代が75歳以上となり、介護サービスの利用者も増加が見込まれます。第6期計画以降の介護需要のピークを視野に入れた中・長期的な推計を行いました。

### 1. 総人口と高齢化率の推計

平成30年度以降の総人口は増加傾向にあります。15～64歳の生産人口は減少傾向にあり、0～14歳の年少人口と65歳以上の高齢者は増加傾向にあります。特に65歳以上の高齢者は、平成33年度以降は、前期高齢者は減少傾向にあり、後期高齢者は増加の見込みです。平成37年度の総人口は27,200人で、65歳以上の高齢者は7,312人と推計されます。

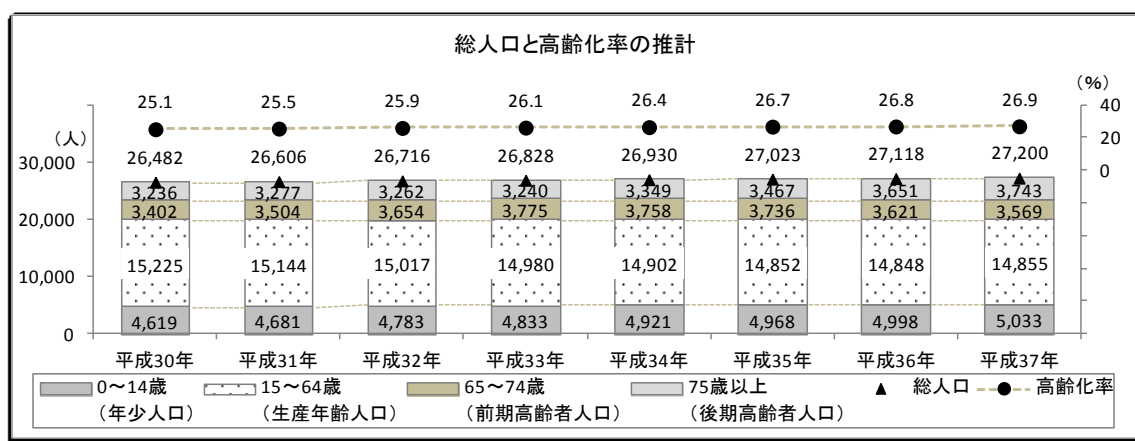
高齢化率は、年々高くなる推計で、平成30年度25.1%から平成33年度に26.1%、平成37年度は26.9%の見込みです。

総人口と高齢化率の推計

位：人・%

	平成30年	平成31年	平成32年	平成33年	平成34年	平成35年	平成36年	平成37年
総人口	26,482	26,606	26,716	26,828	26,930	27,023	27,118	27,200
0～14歳	4,619	4,681	4,783	4,833	4,921	4,968	4,998	5,033
15～64歳	15,225	15,144	15,017	14,980	14,902	14,852	14,848	14,855
65～74歳	3,402	3,504	3,654	3,775	3,758	3,736	3,621	3,569
75歳以上	3,236	3,277	3,262	3,240	3,349	3,467	3,651	3,743
高齢化率	25.1	25.5	25.9	26.1	26.4	26.7	26.8	26.9

\* 人口推計 各年10月1日



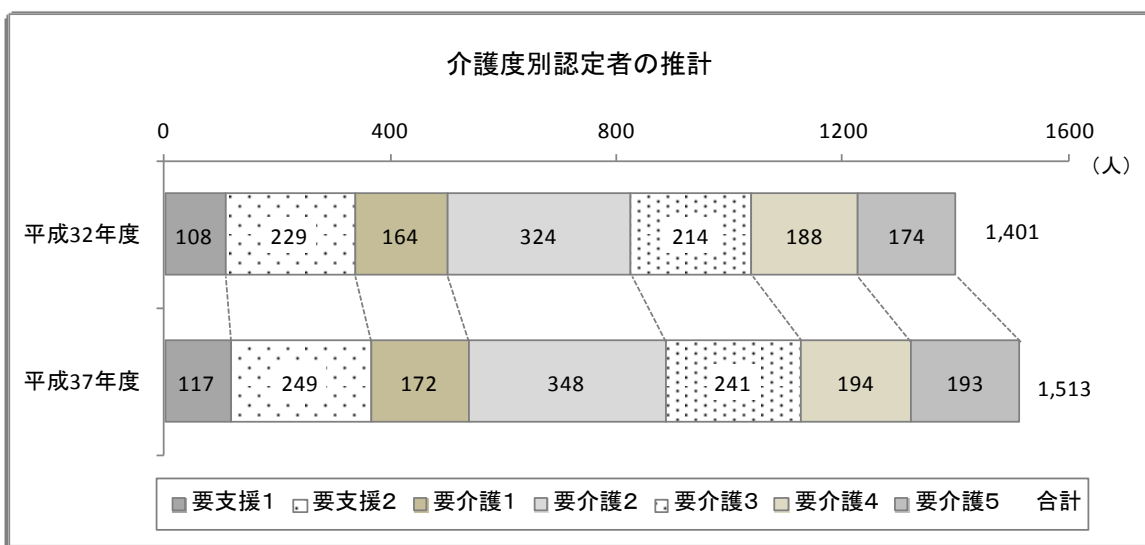
## 2. 要介護（要支援）者の推計

平成32年度の介護度別認定者は1,401人で、要介護2が324人、要支援2が229人、要介護3が214人と続き、平成37年度は、高齢者人口の増加とともに、介護度別認定者は1,513人と増加の見込みです。要介護2が348人、要支援2が249人、要介護3が241人の順に多くなっています。

要介護3～5の認定者は、平成32年度には576人で全体の41.0%を占め、平成37年度には628人で全体の41.5%と推計されます。

平成32年度・37年度の要介護（要支援）者の推計 単位：人・%

	平成32年		平成37年	
	人数	割合 (%)	人数	割合 (%)
要支援1	108	7.7	117	7.7
要支援2	229	16.3	249	16.4
要介護1	164	11.7	172	11.4
要介護2	324	23.1	348	23.0
要介護3	214	15.2	241	16.0
要介護4	188	13.4	194	12.8
要介護5	174	12.4	193	12.7
合計	1,401	100.0	1,513	100.0



### 3. 平成32年度・平成37年度の総給付費の推計

#### (1) 介護予防サービス

平成32年度と平成37年度の介護予防サービスの総給付費の推計額は以下のとおりです。

介護予防サービスの総給付費		単位：円	
	平成32年度	平成37年度	
<b>介護予防サービス</b>			
介護予防訪問介護	0	0	
介護予防訪問入浴介護	0	0	
介護予防訪問看護	1,567,491	1,685,624	
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	
介護予防居宅療養管理指導	0	0	
介護予防通所介護	0	0	
介護予防通所リハビリテーション	7,038,698	5,767,076	
介護予防短期入所生活介護	0	0	
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	
介護予防福祉用具貸与	7,632,443	8,520,393	
介護予防福祉用具購入費	705,386	762,773	
介護予防住宅改修	4,844,294	5,209,384	
介護予防特定施設入居者生活介護	3,805,246	4,092,028	
<b>地域密着型介護予防サービス</b>			
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	
介護予防認知地域密着型通所介護（仮称）	0	0	
介護予防支援	12,761,013	13,357,682	
予防給付費計（A）	38,354,570	39,394,960	

\* 第6期介護給付等対象サービスの見込み量及び保険料の推計手順（ワークシート）より推計



(2) 介護サービス

平成32年度と平成37年度の介護サービスの総給付費の推計額は以下のとおりです。

介護サービスの総給付費		単位：円	
	平成32年度	平成37年度	
<b>居宅サービス</b>			
訪問介護	107,239,383	142,147,443	
訪問入浴介護	7,521,485	8,245,065	
訪問看護	8,158,423	10,550,160	
訪問リハビリテーション	2,291,696	3,203,639	
居宅療養管理指導	2,119,951	2,396,862	
通所介護	546,625,488	635,589,320	
通所リハビリテーション	141,362,540	180,584,802	
短期入所生活介護	229,222,152	326,040,925	
短期入所療養介護（老健）	20,622,409	22,122,158	
短期入所療養介護（病院等）	0	0	
福祉用具貸与	74,495,619	82,794,186	
特定福祉用具購入費	1,841,267	1,758,271	
住宅改修	21,332,412	22,758,628	
特定施設入居者生活介護	221,713,310	243,786,163	
<b>地域密着型サービス</b>			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	
夜間対応型通所介護	0	0	
認知症対応型通所介護	0	0	
小規模多機能型居宅介護	0	0	
認知症対応型共同生活介護	190,416,869	205,378,897	
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	
地域密着老人福祉施設入所者生活介護	0	0	
複合サービス	0	0	
地域密着型通所介護（仮称）	0	0	
<b>介護保険施設サービス</b>			
介護老人福祉施設	345,453,610	373,415,810	
介護老人保健施設	242,682,473	261,073,357	
介護療養型医療施設	22,467,362	22,467,362	
居宅介護支援	84,670,756	94,049,151	
介護給付費計（B）	2,270,237,204	2,638,362,199	

\* 第6期介護給付等対象サービスの見込み量及び保険料の推計手順（ワークシート）より推計

#### 4. 平成32年度・平成37年度の介護保険料推計

平成32年度と37年度の第1号被保険者の介護保険料推計は以下のとおりです。

第1号被保険者の介護保険料の推計		単位 : 円・%	
	平成32年度	平成37年度	
標準給付費見込額 (A)	2,402,066,968	2,769,056,213	
地域支援事業見込額 (B)	154,957,000	184,957,000	
第1号被保険者負担分相当額 (C)	588,115,513	708,963,171	
調整交付金相当額(D)	126,001,198	145,450,661	
調整交付金見込交付割合 (E)	5.51%	4.61%	
後期高齢者加入割合補正係数 (F)	1.0700	1.1120	
所得段階別加入割合補正係数(G)	0.9140	0.9140	
調整交付金見込額(I)	138,853,000	134,106,000	
財政安定化基金拠出金見込額 (J)			
財政安定化基金拠出率	0.00%	0.00%	
財政安定化基金償還金			
準備基金の残高 (各年度末の見込額)	25,142,235	25,142,235	
準備基金取崩額			
審査支払手数料1件あたり単価	85	85	
審査支払手数料支払件数	27,800件	27,800件	
審査支払手数料差引額 (K)			
市町村特別支給額			
市町村相互財政安定化事業負担額			
市町村相互財政安定化事業交付額			
保険料収納必要額			
予定保険料収納率 (L)	97.60%	97.60%	
介護保険料の基準額			
年額保険料			
月額保険料			

\* 第6期介護給付等対象サービスの見込み量及び介護保険料の推計手順(ワークシート)より推計

5. 平成32年度・平成37年度の第1号被保険者の介護保険料

平成32年度と平成37年度の所得段階別対象者及び介護保険料は以下のとおりです。

所得段階別対象者

所得段階	基準所得金額	平成32年度		平成37年度		基準額に対する割合
		人	%	人	%	
第1段階		1,476人	21.2%	1,565人	21.2%	0.50
第2段階		1,088人	15.6%	1,153人	15.6%	0.75
第3段階		815人	11.7%	864人	11.7%	0.75
第4段階		659人	9.5%	699人	9.5%	0.90
第5段階		847人	12.2%	899人	12.2%	1.00
第6段階		894人	12.8%	946人	12.8%	1.20
第7段階	1,200,000	646人	9.3%	685人	9.3%	1.30
第8段階	1,900,000	313人	4.5%	332人	4.5%	1.50
第9段階	2,900,000	231人	3.3%	245人	3.3%	1.70

所得段階別介護保険料

単位：円・%

所得段階	基準額に対する割合	平成32年度		平成37年度	
		年額	月額	年額	月額
第1段階	0.50				
第2段階	0.75				
第3段階	0.75				
第4段階	0.90				
第5段階	1.00				
第6段階	1.20				
第7段階	1.30				
第8段階	1.50				
第9段階	1.70				



平成 27 年 3 月

三股町

高齢者福祉計画・第 6 期介護保険事業計画

発行：三股町 福祉課

〒889-1995 宮崎県北諸県郡三股町五本松 1 番地 1

TEL:0986-52-1111